

議事日程（第3号）

平成25年9月10日（火）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において５番議員 高橋道也君、６番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，これより昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

１番議員 村上源吉君の登壇を求めます。村上源吉君。

○１番（村上源吉君） おはようございます。１番議員の村上源吉です。

平成２５年度も、早くも５か月が過ぎてしまいました。しかし、当初予算で可決された復興予算が、いまだ執行されていない。その原因は何なのか、その他について町当局に伺います。

まずは、平成２４年度末までに全国で実施された通学路の危険箇所の抽出と対策について。また、交通弱者と言われる方々が安心して利用できる歩道等の整備についてでございます。

大きな項目１番、通学路緊急点検の結果と町内の歩道等の整備について伺います。

細部１点、危険箇所数と今後の整備計画は。

細部２点、町内の歩道等の整備計画は。

次に、町の復興計画が形として見えない状況から、大項目の２点目として復興計画の進捗状況等について伺います。

細部１点、復興住宅の建設計画は。

細部２点、避難者の個別意向への対応は。

細部３点、事業が遅れた場合、予想されることは。

大項目３点、平成２５年度除染事業等について伺います。

細部１点、仮置き場は十分な面積が確保されたのか。

細部２点、２４年度除染を評価し、２５年度除染に反映されているのか。

以上、大項目３点と細部７点について、町当局の明確な回答を求めます。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日も一般質問、どうぞよろしくお願い

をいたします。

1 番 村上源吉議員のご質問に答弁をいたします。

1 点目、「通学路緊急点検の結果と町内の歩道等の整備について」の(2)の「町内歩道等の整備計画は」についてのご質問について答弁を申し上げます。当町では、通学路の緊急点検による結果を踏まえた町道における安全対策を実施しておりまして、道路管理者である町が実施する、要対策箇所 6 か所のうち既に 5 か所が完了したところであります。また、残り 1 か所につきましても現在工事を実施しており、まもなく完了予定であります。国、県道につきましては、国道 1 1 4 号、国道 3 4 9 号、主要地方道原町川俣線、県道月舘川俣線において、道路管理者が実施する要対策箇所が合わせて 9 か所あり、今年度は 8 か所について県が対策を実施することとなっております。町内の歩道等の整備につきましては、町道新中町中道線の歩道について皆様からの改修の要望をいただいておりますことから、第 5 次振興計画に位置づけをしており、歩道の段差の解消も含め、国の補助事業の導入を検討しております。また、歩行者等の安全確保の観点からも、歩道の整備だけではなく側溝の入れ替えやふたの新設、交換及び段差の解消等が必要と考えておりますので、今後も継続して事業を実施してまいります。更に震災以降、国道 1 1 4 号、国道 3 4 9 号及び主要地方道原町川俣線の交通量が著しく増大しているため、町では県に対し、早急な県道の安全対策と道路整備について要望したところでありますが、これを受け、県では福島復興再生道路として、国道 1 1 4 号、国道 3 4 9 号及び主要地方道原町川俣線について現在具体的に計画を進めておりますので、その整備について町は積極的に推進してまいりたいと考えております。

2 点目、「復興計画の進捗等について問う」の(1)「復興住宅建設計画は」についてのご質問でございますが、復興公営住宅につきましては、東日本大震災による被災者の生活の基盤を確保し生活の再建が早期に可能となるよう、現在、壁沢地内及び新中町地内への整備に向け検討を進めているところであります。壁沢地内については、川俣町都市計画マスタープランに基づき、面積約 3.2 ヘクタールの土地に県営の復興公営住宅の整備と併せて、民間による活用等も視野に入れ住宅団地の造成を促進したいと考えております。進捗状況については、現在、子育て世帯や介護を必要とする高齢者など、地方自治法により、すぐには戻れない方が入居できるよう、国、県と協議を重ねているところであります。また、新中町地内につきましては、平成 24 年度に川俣精練株式会社跡地を買収したところであり、そのうち約 1 ヘクタールの敷地を活用して戸建ての町営公営住宅を 25 戸及び集会所の整備を計画しております。進捗状況につきましては、既存建築物の取り壊しにかかる設計、土壌汚染の仮調査が終了したところであり、今後は土壌汚染の仮調査の結果を踏まえ、国及び県と調整を図りながら、復興公営住宅の整備に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に(2)「避難者の個別意向への対応は」についてのご質問でございますが、避難者の個別意向への対応につきましては、放射線量、原発の安全性、インフラ復旧、医療、雇用、教育など多くの課題が複雑に絡み合っていることから、総合的な対応が必要であると考えております。このため町といたしましては、原子力災害からの復興再生を加速するため、住民の帰還を促進するための取り組みや、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制、安全対策を行う原子力災害避難区域等期間再生加速事業等を有効に活用し、避難者に寄り添いながら個別意向に対応していくこととしております。また、今後状況の変化が生じた場合においても、避難者の個別意向が具体的施策に盛り込まれるよう、国、県、関係機関と連携を図りながら丁寧に取り組んでいきたいと考えております。

次に(3)「事業が遅れた場合に予想されることは」についてのご質問でございますが、復興事業が遅れた場合に想定されること、また懸念しなければならないことは、地域を担う人々が川俣町を離れてしまうことと考えております。そのため、雇用の確保、風評被害の克服、事業所の再開、農業再生と産業復興の阻害要因を早期に解決し、人々が川俣町で安心して暮らせる環境を整えることが重要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目、「平成25年度除染事業について問う」の(1)「仮置き場は十分な面積が確保されたのか」についてのご質問でございますが、除染の推進にあたっては、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、まずは除染土壌等を置く仮置き場を確保することが不可欠であると認識をしております。昨日、答弁したとおり、今年度実施する地区の仮置き場につきましては、福田地区は秋山字長大田地内に1か所、小神地区は下戸ノ内山と道合内に1か所ずつ、合計2か所を設置する予定であり、また、鶴沢地区は候補地を選定し地域への説明を行うなど、現在造成及び用地確保に努めているところであります。川俣地区については、地形や住宅等の関係から仮置き場の確保が困難な状況にあります。現在1か所について地元行政区さんと調整を行っており、今後説明会等を開催し、地域のご理解を得ながら仮置き場の確保をめざす考えであります。また、川俣地区は仮置き場1か所だけでは不足するため、昨年度設置し未利用地がある地域の仮置き場の利活用を視野に入れ、先般、該当する当該自治会長さんへ川俣地区の除染土壌等の受け入れをお願いしたところであり、引き続き除染の推進に向け地域の皆様に丁寧に説明を行い、皆様のご理解とご協力をいただきながら仮置き場の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に(2)「24年度除染を評価し25年度除染に反映させているのか」についてのご質問でございますが、本町における平成24年度の生活圏の除染について、その評価はすべてが完了していないところでありますが、現時点で大きな課題と認識しております隣接する山林の除染及び線量が再上昇した箇所の新除染については、

これまでも繰り返し国へ要望しているところであります。その中で、昨日１３番石河清議員へ答弁したとおり、今般、環境省では再除染と隣接する山林除染についての方針を作成したところであり、町では今後、環境省から詳細な基準等の説明を受け確認をしながら、しっかりと除染を進めてまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） １番 村上源吉議員のご質問にご答弁を申し上げます。

１点目の「通学路緊急点検の結果と町内の歩道の整備について」の(1)「危険箇所数と今後の整備計画は」のご質問でございますが、通学路における緊急点検につきましては、昨年４月に京都府及び愛知県、千葉県等におきまして、登下校中の児童生徒の列に自家用車が突っ込み多くの死傷者が出るという痛ましい事故が相次いだことは、ご承知のとおりであります。この事態を受け、政府は平成２４年５月３０日に文部科学省、国土交通省、そして警察庁の３省庁連携によります通学路における緊急合同点検等実施要領に沿って通学路の安全点検を行い、安全対策の確保について万全を期するよう、通学路の緊急点検を各都道府県に通知したものであります。申すまでもなく、公教育におきましては、学校で学ぶ児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができることは最も重要な学校の責務であります。登下校中における通学路の安全対策を含め、学校生活にかかる安全確保に努めることは、当町教育委員会をはじめ国及び県、そして市町村の極めて重要な責務の一つであります。町教育委員会といたしましては、昨年の６月に本実施要領に基づき、各小学校において学校のＰＴＡ保護者をはじめ、地区交通安全協会などの協力をいただいて、すべての通学路の点検を実施し、交通安全の視点から対策が必要とされる３２か所を確認したところであります。このことを受け、教育委員会といたしましては、学校長、町総務課、建設水道課及び福島警察署川俣分庁舎合同での組織であります通学路の緊急点検連絡会を設置いたしまして、通学路の緊急合同点検を実施いたしました。現地調査の結果、これら３２か所の危険箇所につきましては、関係者間において十分協議を行い、対策等の範囲について確認をし合ったところであります。その結果、教育委員会及び学校による児童への通学路における交通安全指導の徹底をはじめ、道路管理者による対応・対策、更に警察署による対応・対策をそれぞれ講ずることといたしたところでございます。町教育委員会が所管する小学校の対応といたしましては、３２か所すべての危険箇所に対して交通安全指導の徹底を図る観点から、登下校時における教職員による現地指導をはじめ、ＰＴＡ、川俣町絹の里見守り隊及び各地区の交通安全協会、福島警察署川俣分庁舎などの協力をいただいて、交通事故の絶無と交通安全の確保に努めているところであります。更に、町道、国道、県道を管理する福島県及び川俣町による具体的な対応策として、危険箇所に対する縁石やラバーボールの設置、路側帯を示すための路側線の設置、待避スペース

の設置、運転者に注意を喚起する路面標示のカラー化などの対策を鋭意実施いたしました。引き続き、国道、県道における通学路上の危険箇所の解消に向けて、関係機関と更に連携を深め、設置に向け努力をしまいたいというふうに考えております。教育委員会といたしましては、道路の安全整備と併せまして、今後とも児童生徒が危険を予測し、自分の命を自ら守るための交通安全教育の一層の充実に努めるとともに、本町における通学路の安全確保に努めてまいる所存であります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 細部について再質問をさせていただきます。

まず、危険箇所の32か所の中には、山木屋地区は入っているのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

山木屋地区につきましては、現在、計画的避難区域の指定を受けておりますので、解除になった時点での点検を考えておるところでございます。したがって、実施はいたしておりません。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 町長は、あれですよね、山木屋の学校を再開ということで、インフラ整備も並行して帰還するまでやっていくということをお話しているわけなんです、やはり早く、こういった山木屋の危険箇所には114号が走っているわけなんです、これ、やはり町としても強く要望するべきだと思います。なぜかという、山木屋地区の学校からスケートリンク、あそこは114号走っていて、現在歩道はない状況ですよね。そういったやつも、この際先行して学校を再開することであれば、やっぱり町として率先して要望するべきだと思うんですが、町長、考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいま答弁を申し上げましたが、国道114号線につきましては、福島県の復興再生道路としての格上げをしていただきまして、早急に計画改善を図ることでの具体的な計画に入っております。山木屋の今トンネル、小綱木、沢のトンネルが終わったのでありますが、それから先についても現在工事中でありますけれども、更にまた山木屋地区内に入ってから水境までの全路線について改良することが決まりましたので、今、議員お質しの歩道の整備も含めて、その中に入っておりますので、町といたしましても強く、更にまた要望活動が続けている中で具体化を図ることの時期の短縮といいますか、含めて要望しているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 道路の整備対応、危険箇所ですか、こういったやつ、縁石とか

ラバーポールとか、そういったやつを設置等もよろしいんですが、やはり道路の構造上にかなり欠陥ある場所があると思うんですが、しっかりとこれやっていないと本当に問題になると思いますが、なお、子どもたちは学校の通学するだけでなく、家に帰ってから、やはり子どもたちが自転車等乗り回したり、そんな面があるんですが、やはり全町のやはり歩道というか、そういったやつ那点検する考えはございませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

歩道等につきましては、路面の段差等につきまして今後点検をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 早期のこれは点検は必要だと思います。先日、シニアカーに乗って行動範囲をかなり広範囲に移動している90数歳の方とも話したんですが、小綱木の下組のほうにいらっしゃる方なんですが、この方がなんと菅立目、山木屋の境まで行動範囲が広がっているんですね。そうした場合に、町内の町の中は当然、商店街等があるんですが、そういった場合に逆にいうと、今度は町道に今現在段差解消の鉄板、あとはプラスチック等の段差解消等があるんですが、これは各個人が設置したのか、それとも町で設置しているのか。もし、そういったものの障害になって事故が発生した場合、誰が責任を取るのか、その辺の考えをお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

町中の町道新中町中道線の部分のことかと思いますが、出入口に段差があるということですが、これは国道のときから長年各々各個人が設置をしているものでございまして、道路の構造物ではございません。責任はということですが、ケースバイケースだと思います。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 道路にいろんなものを個人で設置する場合には、やはりその許認可をやはり道路管理者のほうにあると思うんですが、それを無断で設置することが野放しであって、ケースバイケースというのはちょっと納得できないんですが、その辺、届出等はあるものもあるんですか。ケースバイケースというのは、事故が起きて責任もやはりケースバイケースとなった場合、ただ許可なしでやった場合は責任はどちらで取るのか、許可した場合にはどちらで責任取るのか、その辺のケースバイケースと言っても一般の町民が被害に遭うわけですから、その辺のちょっと考えだけ。ケースバイケースじゃなくて、どちらで本当に責任取るのか明確にお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ご答弁申し上げます。

町道新中町中道線でございますが、従来は国道でございました。町道として引き受ける段階で、その引き継ぎについてはございません。届出については、ないところでございます。先ほどの町長の答弁にもございましたが、町道新中町中道線の歩道の整備について、ただいま検討を始めているところでございまして、現実的な対応といたしまして、歩道の改修時に段差の解消等を図れるよう今後検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　村上源吉君。

○1番（村上源吉君）　東京でオリンピック、パラリンピック実施決定したようなんですが、東京のほうでも、将来を見据えた高齢者等が安心して使える道路と段差を解消するということで、相当前向きにやっていかなきゃならないということなんですが、1つは、今設置してある段差解消の鉄板等がかなり変形しているのね、はっきり言って。だから、そういったやつ、国道から町が引き受けた。その時点で、やはり町にやっぱりその責任は発生すると思うんですよ。だから、はっきり言って歩道にかかっているグレーチング等があまりにも軽荷重用なんで、ごみ収集車等が乗ったり、いろんな乗用車が乗り上げたりして、グレーチング等もかなり変形しているのね。だから、そういったやつも点検して、もう少し品物を変えるとか、そういったもう少し配慮しないと事故に遭うのは町民なんで、その点検とか早急にやる考えはないでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君）　建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ただいまご質問いただきましたスロープのところにあててある鉄板等が変形していたり、グレーチングが、これも変形したりへこんだりしているというようなことでございますので、現場を調査いたしまして安全対策を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　村上源吉君。

○1番（村上源吉君）　あとは、点検した箇所の箇所付は、もう既にはっきりしているわけなので、建設課だけで今現在、仕事量がいろんなもので多い場合、早急に箇所付された場所の改良するためのこういった設計の委託業務などに発注する考えはございますか。

○議長（佐藤喜三郎君）　建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ご答弁申し上げます。

必要な委託料等の予算につきましては、予算を要求し、適切に対処してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　村上源吉君。

○1番（村上源吉君）　そうですね、やはり箇所付がはっきりしているわけなので、その辺は早急に、予算を組んで設計委託でもなんでも発注して、そして早急に改善し

てもらいたいと思います。

続きまして、大項目の２番の復興計画の進捗状況のほうなんです、復興住宅の建設計画は、ということで、川俣町都市マスタープランに基づいて進めるんだということですが、この都市マスタープランですね、これは川俣町の計画では平成２７年度までを目標年次としてまちづくり基本方針を明らかにしたものですということであっているわけなんです、実際このマスタープランそのものが、ちょっとお聞きしたいんですが、どの程度進捗しているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご答弁申し上げます。

川俣町都市マスタープランにつきましては、その実績等について検証を行っておりません。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○１番（村上源吉君） 実施されてないのでは、どうしようもないですね。ただ、この都市マスタープラン策定委員会委員名簿には、行政側の人間として残っているのは古川現町長だけなんです、これをもってすれば、復興住宅も何も造る場所が明記、ちゃんとされているんですよ、これ。１種住宅。この中に寺久保も壁沢もいろんなすべて入っているんですが、これが改めてこういったものに計画していたものを活用しないではどうしてなんですか、お伺いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁は誰になりますか。課長ですか。町長ですか。町長。

○町長（古川道郎君） この度の復興住宅ですね、住宅用地の確保、そういった意味では、前に計画した中で指定されているところの有効活用を図るという意味では、私は適切な、また大事なことじゃないかと、そのような思いで今回の復興住宅の適地用地として、そこの所を挙げているというようなことでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○１番（村上源吉君） もう２年半ですよ、明日で。この間ですよ、これほど立派なマスタープランがあつてですよ、こういったものがどうして生かされなかったのか。これはどこに問題があつたのでしょうか、お伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 時間が経過しますので、答弁。時間止めますか。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。 （午前１０時３５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午前１０時４３分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁願います。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいまの都市マスタープランと現在の壁沢との関係でございますけれども、平成27年までの計画となっておりますが、計画の中にも分野別整備方針の中では、良好な住宅用地の形成というようなことも土地利用に関する骨子の中で明確になっているわけでありましたが、その中において、この図の中では壁沢地区は住宅用地というようなことになっております。そういった意味では、現在川俣町が復興住宅を進めるにあたって、昨日も答弁申し上げましたが、土地の利用、また道路との関係、それらも含めては現在も適地であると考えて、その復興住宅用地としての壁沢地区を進めるというような判断で進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 町長が場所を決定したらば即やっぱり計画に入って、避難者の要望に応えた対応をしてもらいたいと、そう要望しておきます。

続いて、個別意向への対応についてなんですが、すべてにつながってくるんですが、まず、答弁では原発の放射能、線量、安全性、インフラ、復旧、医療、教育等問題があるんですが、これに対して住宅とか、そういったやつの相談等は宅地を求める、中古住宅を求めるとか、そういったやつの相談件数は何件程度ありましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

個別意向関係のほうで住宅の相談ということですが、相談については今のところ原子力災害対策課のほうの窓口のほうにもお越しはいただいてないところがあります。ただ、いろんな面でいろんな方々からのお話を又聞き的に部分的になっているかもしれませんが、お話をいただいているというような情報はいただいております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） それでは、今現在、私もかなり避難者の方が町内、町外に土地を求めて家を建て始まったとか、中古住宅を求めたというお話が入ってくるんですが、原災のほうではそういった住宅の求めたとか、そういった件数とかは原災のほうでは把握しておるのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

原子力災害対策課のほうに来られた住宅、又は中古住宅等の購入等の件数でありますけれども、件数等については把握はまずしてございません。相談がなかったというところでもあります。今現在、原子力災害対策課で行っておりますのは、今の借上住宅ということで、皆さんの今お住まいになっている部分についての住み替え等々の部分で、あくまでも仮設住宅、または借上住宅というようなことでの相談業務を行っているところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そうしますと、アンケート調査した結果、復興住宅に入る、なお一戸建てがほしい、自分で家を建てるから土地がほしいという方々がかなり移動している感があるんですが、今後こういった復興住宅を造ったり、そういった計画を作って、箱物を造ったりまったりしていくうえでも、そういった数字というものをきちんと把握しなかったら、これまた必要以上に造るとか、必要よりすごく少なかったとか、そういったものに影響すると思うんですが、そういった調査とかは自治会さんとか行政区さんを、逆に言ったら、そういった方々の協力をもらって調査する考えはあるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、お質しの調査の件につきましては、実施をするという方向で8月に国のほうで行いたいというような趣旨の方向性を新聞報道等でも見た経過がございますが、まだ、その現段階に入っておりません。町といたしましては、今議員お質しの中身等についても十分調査を申し上げないと、本当のその数字というのがなかなか見えないものと思っております。そういう意味で、町も国のほうと調整を図りながら、早急にいろんな調査の部分に、議員お質しの中身についても入れ込んだ調査というものを今後していかなくはならないと思っておりますので、早急な調査に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） なんとなくピンとこないんですね。やはり国がうんぬんじゃなくて、やはり自分の町の避難者の方々をどう援助して、川俣に継続して町外に出ないように、川俣町に留め置くような施策ができないのか。復興計画のいろんな面でうたってあるのはオール川俣と、町長が率先して原災課だけではないと、オール川俣で全課が知恵を絞って対応していくんだということなんですが、今までの答弁だと、やはりその課だけで対応しているような感じがするんですが、そういった面で、いろんな復興住宅造る場所についてもですよ、建設課だけでなく、やはり農地が絡めば産業課もかかるでしょうし、そういったものが全然見えてこない。強いていえば、サービスを避難者が今求めているものに応えるのに時間がかかりすぎるというふうに私は思えてならないですよ。3番目の今言ったような事業が遅れた場合に、町長の答弁にもちゃんとありますよね、人口の流出と。私もやっぱりそれは懸念されることだと思うんですよ。逆に言えば、町でもう少し力を入れれば、逆を言ったら、隣の飯舘、浪江、そういった町村からも逆に川俣で受け入れるくらいの考えを持った事業展開をしないと、とても川俣町だけのことを考えれば人口減は到底これ避けられないと思うんですが、その辺の取り組み。壁沢等々ですか、復興住宅に利活用した場合、山木屋の方々、その他の町村の方々が利用できる容積があ

るのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それでは、山木屋の方々が、どれだけ収容できるのかだけお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

壁沢については、3.2ヘクタールということで答弁を申し上げております。その中には、飯舘地区からの復興住宅の要望も出されております。また、山木屋地区についても子育て支援の住宅を造るというようなことで、今、県のほうと協議をしているのでありますが、ただいまご質問ありましたように、もっとアンケートをしっかりとって内容を把握してやる必要があるんじゃないかというようなご質問もございました。全くそのとおりだと思っております。それにつきましては、現在、国のほうとも協議をしているのでありますが、町としての考えももちろん申し込んでおります。ということは、国のほうの考えと町のほうの考えとの合わないところもがございます。ですが、我々は地域の実態に合った対応をしなければならないと思っておりますので、そのことを申し上げながら、その内容を深めてアンケートをするということでやっておりました。今、当該する用地については、そのような状況の中で考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画のほうは、今の質問に。村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 時間もなくなってくるので、計画のないものを問うても回答がないのかなと思うんですが、やはり、その辺の、なんていうか、実際やる気があるのかどうか、ちょっと分からないんですね、こうなると。その辺は、本当にもう少し足下をしっかりと見て計画を練って進めてください。本当に、ここでやめるのもあれなんだけど、次の質問もしたいので先に進みます。

3 番目の除染事業についてなんですが、仮置き場は十分でないということは、これははっきりしているわけなんですが、ただ、細目の2 番で質問しているとおり、24年度の除染を評価してということであるんですが、仮置き場で24年度どれだけ苦労しているのにもかかわらずですよ、24年度に、だいぶ時間かかっているのに、なぜ本当に今回もこういった十分な仮置き場が確保されないままですよ、除染を発注されたのか。その辺、仮置き場について24年度発注した際に、仮置き場で一番困ったわけなんですが、その辺どう、全部これ除染終わってないから評価できないということになっているんですが、そうではないと思うんですよ。仮置き場については、当初から皆さん骨折ってやったわけですから。その辺の仮置き場が、なぜ今になって、除染の発注した段階でも十分確保できなかったのか、その辺の問題点をお聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

25年度の仮置き場の設置ということでありまされども、24年度実施をして、いろいろと皆さんのご理解をいただきながら、またご協力をいただきながら8か所設置をしながら進めてきた経過がございます。また、25年度につきましても、議員今お質しの、大変長い時間をかけて設置をした経過を踏まえて、もう少し早めに設置できなかったのかというようなことのお質しでありますけれども、今回、25年度設置をされておりますのが今3か所、入札も終わりました造成のほうも入ってきたわけであります。これにつきましては、各地区、昨年からいろいろと調整をさせていただいたり、地元のほうの説明会等も開催をしながら実施をしてきた経過がございます。その中で今回、造成をしている以外の候補地等々についても、地区のほうの説明会を開催しながら進めてきたわけでありまされども、なかなか、その仮置き場設置までの方向性が見いだせなくて、数か所候補地が挙がっても、そこではなかなか思うように決まらなかったというのは現実的にあります。そういう意味で、今、仮置き場をポッと見つけて、そこで造成どうしてもしたいということでのお話をしているわけではございませんで、前もっていろんな箇所、想定をしながら地域のほうに入らせていただいて相談を申し上げてきたところではありますが、今もってなかなか決まっていないという所の現状でございます。そういうところを踏まえて、もう少し調整をしたらということもあるんですが、なかなか近くにやはり仮置き場を設置するというお話になりますと、総論的には早く除染をするということでは賛成であります、ここに、近くにどうしても仮置き場設置ということになりますと、やはり思うように了解をいただくことができなかったというところがありまして、なかなかそれが難しいところかなと思っております。そういう経過も踏まえながら、今やらせていただいているわけでありまされども、なんとか町としては、この25年度発注している分の仮置き場の選定、又は造成等々に一生懸命まい進をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 原災のほうの業務に対して今みたく皆さん一生懸命やっているのは分かるんですが、はっきり言って原災課のほうで人手不足ということはないですか。イエス、ノーでかまわないです。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 原災課のほうの職員というか、仕事の業務量いろいろありますけれども、人手不足ではないのかというようにお質しであります。確かに人数等に多ければそれに越したことはないわけでありまされども、決して多いとは言い切れないところがあります。ただ、人といってもなかなかその技術力の問題なり、用地交渉の問題なり、個々やはり職員のいろいろと経験なり知識なり、

いろいろと多く必要な部分がありますので、やはり私としては、私はじめ力不足というところが大変申し訳なく思っておりますけれども、やはりもう少しいろんな面で、いろんな知識なり技術なりを持っている職員というのが、やはり多い方がスムーズに運ぶ部分も多いのかなと今思っているところであります。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） そこでオール川俣が崩れるんですよね。この前、庁舎建設の際もそうですよね。やっぱり用地交渉が足りない、じゃ産業とか建設もお願いするとか。これオール川俣っていうのは、そういうところで用地交渉がうんぬんと言った場合、オール川俣のその横の連絡は全然とれてないということになってくるんですね。その辺を改善する考えは、町長、ございますか。町長にお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

今、オール川俣体制で取り組んでおります。復興住宅につきましても、これは建設課も関係ありますし、それぞれ農地であれば産業課もございますし、企画財政課が窓口ということもありますし、原子力災害対策課というような関係する課はみんな集まりまして、そのそれぞれの中での指摘事項、進めるにあたっての、そういったことの確認をしながら進めているところでございます。なお、仮置き場の確保については、昨年の反省で言えば、これは一昨年も昨年もそうでありましたけれども、一昨年に始まりました学校通学用道路の除染から始まりまして、やっぱり問題点は、課題としては仮置き場の確保と除染は条例のほうからやるんだというようなことの反省を踏まえて、昨年、そういった反省に乗ってやってきたのであります。今年度も、また反省を踏まえれば、やっぱり仮置き場の確保が一番の問題、困難な状況でございます。議員ご存じのとおり、雪の降る頃から、また昨年からあたっても、まだ解決しないわけであります。しかし、その原因は何なのか。それは、入っている人が一番分かっているところであります。ですが、そこを町でゴリゴリやるなり、理解を深めていく方法をとるなり、また、いろんな関係の皆さん方、本当に汗を流して昼夜とやっていた中で、やっぱり一番進んでいるところは、その地域に詳しい方が本当に一生懸命やっていたところであります。これは議員の方もおりますし、また行政区長さんなり自治会長さんもおります。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○町長（古川道郎君） そんな中でやっておりますので、この仮置き場はなかなか、こうだからこうだといかないのが現実であります。雪の降る頃からいって、そのところはいいんでありますけれども、しかし、周辺の人からも、すぐ行っただけで反発が来たというような事例も2～3ありましたし、そういったことについては本当に申し訳なく思いながらも、思っていることは、早くやってくれということもござ

いますし、しかし仮置き場に行きますと、こっちはいいなと思っていますと、そこは抜けていたり、大丈夫だと言われていうことで出かけてみると、別なところでだめだと。確かに、そういった連携をとっていくことが大事だというご指摘だと思っておりますので、今、質問にありますように、本当にきめ細かく、そして、しっかりと遅れることなく、いろんな問題についても対応していかないと、仮置き場についても確保が遅れてしまうというようなご指摘だと思っておりますので、十分その辺は気持ちに入れて、町の職員挙げて取り組んでいくということで、また新たな気持ちで取り組んでまいりますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 今は、はっきり言ってオール川俣でやっているんだということの、全課挙げて、その辺はしっかりと進めていただきたい。そうでないと、町民のほうが一番嫌な思いを見るので、お願いします。

続きましてなんですが、昨年発注した除染の実施仕様、結果報告の中に初めて実施要領出てきたんですが、それを見ますと今年度、いわゆる個別状況調査というものとちょっと中身が違うというのがあるんですが、昨年の24年度は多分個別調査はなくて実施仕様だけで実施したと思うんですが、去年の実施仕様には、現場では芝は張り替えないと。さんざん業者が言って歩いてやってないのが現状。ところが、去年の除染仕様を見ると、芝のことは何も書いてない。ところが、現場では芝は張り替えないんですと。これが現実、除染の方法なんですね。そこで、私も全協で何度も話ししましたが、このものには当初から芝は張り替えませんと書かれているんですね。だから、中身が全然精査されてない。それで私は、福島の方のやっている業者から資料をもらってきました。福島は芝はちゃんと張り替えますと、ちゃんとなっている。それは当局の方にも行っているから分かっていると思うんですが、その辺ですね、川俣町民が自分で汚したものではないんです。そういったものを川俣町民の要望に応えられるような除染の方法、去年の、24年度のやった評価というものは全部終わらないとできないというものは、これは100%嘘ですよ。やはり評価は仕事の途中、途中でも私も土木やっていましたが、常に評価して改善していかなかったら、全然良い仕事はできない。その辺を肝に銘じて、この個別状況調書、これを出した人もいます。私は出しません。なぜなら、これは、誰に戻すんだか分からない。アジア航測が持ってきた。誰が今度除染をやる業者にこれがただ行くだけなのか。どう行くか分からない。それで私は不提出でございます。それで、今回この個別状況調書等の変更を変える考えはありますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

まず、最初のほうの芝の張り替えの件でございますけれども、これにつきまして

は、芝の張り替えについては交付金で今除染をしておりますが、交付金の対象にならないということです。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） そういうことで、できなかったというところがあります。

あと、個別調書については、今後いろいろと、しっかりとやってまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

○1番（村上源吉君） 是非改善をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、1番議員 村上源吉君の一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は11時25分といたします。
(午前11時09分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 (午前11時25分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、6番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6番 菅野清一であります。私は、本定例会に臨み、当面の諸課題に対し、先に通告してあります大きく3件について当局の姿勢を質するものであります。

今、マスコミを中心に、まるで原発事故も災害もなかったかのようにオリンピック開催地決定に浮かれている様を見ると、原発事故被害者として、これが同じ国の国民なのかと、その目を疑いたくなるような有様であります。実にその姿はこっけい以外の何ものでもありません。15万人にも及ぶ原発避難者と放射能被害を受けながら様々な諸事情により避難することもままならず、ろくな賠償も受けられない被害者の胸の内を考えると、加害者である東電と、この国の政府は、原発被害者を完全に棄民したものと言って間違いない実態であります。奇しくも昨日、原発被害告訴団から刑事事件として訴えられていた当時の東電幹部、政府幹部40人に対して東京地検は全員不起訴の決定が出されたことは、司法そのものがその責務を放棄したものと考えなければなりません。正に原子力村の力は、司法の場へも大きな影響を与えるということを言わざるを得ません。また、JOCの武田会長がオリンピック招致のプレゼンテーションで、福島は東京から250キロも離れているから安全だと強調していたことは、被災地から大きな批判を受けております。汚染水対策に何の対策も打てず、政府が470億の資金を出すからといって大丈夫だという、正に安倍総理の安全論も、東京は安全だが福島は危険だということを証明しているものに過ぎません。今年になって急に汚染水問題が注目されていますが、もともと

山の斜面を削って発電所の敷地を造成したものでありますから、地下水の豊富なところは地元はみんなが知っていることであります。当然、東電も知っていたはずであります。高濃度の汚染水が海に流れていることは、以前から指摘されていたものでありまして、事業者である東電が無視していただけたことであります。今、地下トレンチの汚染水の放射能濃度が1リットル当たり23億5,000万ベクレルと、驚くべき数値である。これは爆発当時の2年前の4月11日に2号機取水溝付近で計測された1リットル当たり36億ベクレルという数字と、2年半経った今もそう変わっていないことが、この原発事故の深刻さを数値が何よりも証明しております。また、放射性セシウムの内訳は、134が1リットル当たり7億5,000万ベクレル、137が16億ベクレル、ベータ線を出すストロンチウム90などは7億5,000万ベクレルという数値が計測されているのが、今のプラントの実態であります。ましてや、たまりにたまった950余りの汚水タンクの量は35万トンにも及び、その放射能の総計は2京7,000兆ベクレルという正に天文学的数字であり、原子炉建屋とタービン建屋の地下トレンチには、いまだ10万リットルに及ぶ汚染水がたまりにたまっているのが現場の現状であります。2京7,000兆ベクレルという数字は、セシウム換算で広島原爆の1,100倍に匹敵する数値であり、到底人間の手に負えるレベルではありません。しかも62種類もあると言われる放射性物質の汚染水の中で、放射能除去装置アルプス、そしてサリーでも除去できないトリチウムが5号機や6号機の地下からも検出されました。このことは、5号機や6号機の中でも既に格納容器が破壊されていることを何よりも証明しているものであります。そして、ほとんど今、報道されておきませんが、原発敷地内の空間線量が異常な高さになっております。昨年3月、我が議会が現地調査したときは、原子炉建屋前でバスの中で370マイクロシーベルトくらいだったと思います。ところが、今年7月、飯舘村議会、そして1日おいて桑折町議会が視察したときは、バスの中で1,380マイクロシーベルト、そして8月下旬に、あるテレビ局が取材に行ったとき、同じバスの中で同じ付近で1,760マイクロシーベルトまで上がっております。このことは、国も東電も一切報告しておりません。これは、明らかに現地で重大かつ異常な事態が起こっていることを何よりも証明しています。毎日1,000トンもの汚染水対策が出て行き詰まっている限り、今年の11月ごろから予定されているという4号機燃料プールからの1,533本の核燃料集合体の取り出しは、ほとんどできないものとするのが専門家の一致した意見であります。第一、核燃料集合体、いわゆる使用済燃料棒を入れた重さ100トン近い大型キャスク、中型とも呼びますが、これを40メートルの高さの建屋からつり下ろして4号機後ろの共用プールにすべて移送するには、10年以上はかかると言われています。このような状況を考えると、何が収束宣言なのかと、うそをつくのにも程度があると言わざるを得ません。原子炉プラントが今、最悪の方向に向かっている中で、既

に43人の甲状腺がんとその疑いが発表されました。それでも、まだ福島県の健康管理検討調査委員会は、原発事故とは考えにくいと言っています。いつまで、このうそを続けるのか、これは大変、ある意味では見ものであります。しかし、その一方では、除染作業に莫大な資金が投資され続けております。特に国直轄除染は、除染作業も除染計画も加害者であるこの国、全く被害者の声を聞こうとはしません。同時に、区域見直しと同時に補償賠償の実態も明らかになってきましたが、その内容は、補償賠償という名前からははるか程遠い現実であります。原因者である東電と国は、一向に被害者の立場に立った賠償をしようとはしません。以上のような観点から、直接住民の生命と財産に責任を持つ立場の基礎自治体として、町はどのような対応をするのか、次の3点について質問を行うものであります。

まず、大きな1点として、区域再編後の復興計画、復興対策と生活再建の具体的な取り組みは何なのか。

その①として、生活用水、飲料水確保の具体的な対策は、いつから、どのようにやるのか。

②として、国の農地除染に関し、環境省へ町はどのような方針を出したのか、何もしていないのか。

③として、賠償基準の見直しや完全賠償のための具体的な取り組み、対策は何か持っているのか。

大きな2番として、健康被害と生態系の異常に対する町の対応についてであります。

①として、去る8月20日、44人の小児甲状腺がんの発表を受けましたが、町としては具体的な対策は何か持っているのか。

②として、IAEAと福島県の協定書を町はどのように評価しているのか、その中身についてであります。

3番目として、去る8月29日に1年以上かけて成立した子ども被災者法案への中身が出ましたが、この対応について町は具体的に何か持っているのか。

3つ目として、生態系異常に対する調査は調査すると言ったが、現在はどのような調査の状況になっているか。

大きな3つ目として、2年遅れの災害関連死の調査、いわゆる災害関連死の認定状況は現在どのようになっているのか、その対応策についてお尋ねします。

以上、質問とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、「区域再編後の復興対策と生活再建対策の具体的な取り組みは」の(1)「生活用水、飲料水確保の具体的対策は」のご質問でございますが、先月、山木屋地区の区域再編が行われ出入りが自由になったことから、今後、帰還に向けての準

備が進められる中で、生活用水及び飲料水の確保については、山木屋地区の復旧・復興に向けた喫緊の課題であると認識をしております。町といたしましては、まずは各家庭における飲料水等の安全・安心が確保されているかどうかの確認が何よりも優先すると考え、今般、提案いたしました補正予算に井戸水等水質検査委託料を計上したところであります。検査の箇所数につきましては、山木屋全戸、更には事業所、集会所など合計４１３か所とし、検査項目については、飲料水としての水質検査が１３項目、金属類、無機物質検査が１４項目、有機化合物検査が１２項目あり、加えて、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの検査となっております。また、井戸水等の水質調査に加え、水源地や給水設備などの水回りの現地調査を行うこととしており、調査の結果を踏まえ、国等と調整を図りながら、必要に応じボーリングの実施等による安全・安心な飲料水の確保に所要の措置を講じてまいる考えであります。

次に(2)「国の農地除染に関して環境省に対する町の方針は」についてのご質問でございますが、環境省では、水田、畑の除染については、表土のはぎ取り、客土を行うとしており、牧草地については、住民の指摘、要望を受け技術的な配慮、適正な工法について、関係機関である復興庁、農水省及び福島県と検討を始めたとしております。その検討では、現地の条件に応じた表土はぎ取りも含む様々な方法を検証し、営農再開に向け適正な除染方法を改めて示したいとしております。町といたしましては、同じく農地である牧草地についても表土はぎ取り、客土を強く求める考えであり、モデル事業などを通じて表土はぎ取り、客土を的確にできる工法を速やかに検証し、すべての農地について将来の営農再開に向けた対応を取るよう、引き続き強く求めてまいります。また、農地のみならず、山林等についても速やかに除染の方針を定めるよう、強く申し入れていく考えであります。

次に(3)「賠償基準の見直しや完全賠償のための具体的取り組みは」のご質問でございますが、賠償基準につきましては、原子力損害賠償紛争審査会の指針に基づき、経産省、資源エネルギー庁及び東京電力が定めたものでありますが、この基準は、すべての被災者の思いを踏まえた十分なものではないと考え、去る６月１２日、原子力損害賠償紛争審査会の委員が本町を訪れた際に、指針の見直しに関して要望したところであります。具体的な要望の内容については、自主避難者の精神的賠償の継続をはじめ、避難が長期化した場合の賠償の追加的措置や新たな生活再建への賠償、営業や就労による利益、賃金等は特別な努力として損害額から控除しないこと、賠償に関する事項を適用しないことなどであります。また、６月２２日に福島市で行われた第３２回原子力損害賠償紛争審査会においても、本町の置かれた現状を訴え、同様の要望をしたところであり、これを受け、原子力損害賠償紛争審査会では指針の見直しを検討するとしております。東京電力では、原子力損害賠償紛争審査会の指針を根拠に賠償基準を定めていることから、指針を改めることにより、

東京電力においても基準を見直さざるを得ないと考えており、町では引き続き被災関係市町村や福島県と連携しながら、避難者が帰還する、しないにかかわらず、生活の再建がかなうよう指針の見直しにて強く求めてまいります。また、今般、提案いたしました補正予算案にも計上しておりますが、弁護士による損害賠償相談業務を強化し、賠償手続きが円滑に進むよう支援するなど、すべての被災者に十分な賠償が行われるよう、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

次に、2点目、「健康被害と生態系異常に対する町の対応は」の(1)「県による44人の小児甲状腺がんの発表を受けて、その対応は」についてのご質問でございますが、7月31日現在の甲状腺検査結果におきましては、甲状腺がんと診断された方が前回の5月27日時点より6人増え18人に、がんの疑いは前回より10人増え25人となり、合計でがん又はがんの疑いと診断された方は43人となりました。なお、その他1名は、良性結節と診断されたところです。また、年齢では、放射線の影響を受けやすいとされる8歳以下の方につきましては、前回まではおりませんでした。新たに震災当時6歳の女兒1人が、がん又はがんの疑いと診断されたとの報告があるなど、本町における検査結果は前回と同じでありましたが、検査が進むに従い甲状腺がんと診断される人数が増えております。県においては、このような状況を受け、平成25年2月から、週1回であった医大病院外来での2次検査を週2回に増やすとともに、6月からは医師を1回、1日当たり2名から3名に増員したほか、医大に加えて7月24日から郡山市の星総合病院、7月26日からはいわき市の福島労災病院においても2次検査を行うなど、検査体制を強化したところであります。また、8月20日に開催された県民健康管理調査検討委員会においては、甲状腺検査部会の設置が決定し、病理、臨床及び疫学等の観点から、検査結果の専門的な議論を行い、統計的な分析結果に加え、検査や評価の方法、個別の症状や、がんと診断された方のフォローアップ等について、しっかりと検証し、県民に示す必要があるとされております。平成23年10月から県において開始された甲状腺検査の先行検査も今年度で県内全地区が終了し、平成26年4月以降は2回目以降の検査となる本格検査が始まる予定であり、20歳までは2年ごとに、それ以降は5年ごとに継続して検査を実施し、長期的に見守っていく体制が整えられております。町といたしましても、県が行う被ばく線量の評価に基づき、子どもたちをはじめ町民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につながるよう県との情報を共有し、日常的に連携を深めながら、町民の健康管理の推進に努めてまいる考えであります。

次に(2)「原発事故の被災者を支援するこども被災者支援法への対応は」のご質問でございますが、こども被災者支援法につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、被災者が健康上の不安を抱え生活上の負担を強いられていることから、被災者の不安の解消と安定した生活の実現に向けて、

子どもに特に配慮して行う生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めたものであり、平成24年6月21日に成立し、6月27日に施行されたものであります。しかしながら、この法律は被災者生活支援等の施策の基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策については、復興庁がとりまとめることとなっているため、復興庁では8月30日に被災者等生活支援等施策の推進に関する基本的な方針案を公表したところであります。この方針案では、運動施設の整備や県民健康管理調査の実施、母子を対象とした高速道路無料措置など、長期的な支援策も明記されたほか、更には子どもの定期的な健康診断や妊婦の医療費減免のための必要な施策についても国に義務づけたところであります。しかし、子ども、妊婦の医療費減免や18歳以下の医療費無料化への対応など明確にされていないことも多いことから、今後県や関係市町村等と連携し、法の趣旨に基づいた基本方針の制定や内容の更なる充実を求めてまいりたいと考えております。

次に(3)「生態系異常に対する調査は進んでいるのか」のご質問でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以来、その放出された放射性物質が生態系にどのような影響を与えているのかということにつきましては、主に大学や民間の研究者などによって数々の調査研究が実施されているところであります。特に北海道大学秋元信一教授が、平成24年6月に山木屋地区において調査研究されたアブラムシの一種であるワタムシの生態系の異常に関するものにつきましては、当町での調査であることから、その内容に関する詳細な情報の把握は必要不可欠であると考えております。調査の概要につきましては、ワタムシの一頭期からふ化するイチレイ幼虫の形態を山木屋地区の集団、北海道の集団、千葉県柏市の集団の間と比較し、更に原発事故以前に採取された博物館標本との比較検討を行ったというものであります。生態系異常の調査につきましては、専門的な知識と経験が不可欠であり、町独自での調査は難しいことから、まずは正確な情報の把握が第一であると考え、現在、秋元先生に山木屋地区におけるワタムシの生態系異常に関する調査内容の詳細について、その資料の提供をお願いしているところであります。先生におかれましては、この調査に関する論文を執筆中であり、海外の総合学術雑誌であるネイチャーに発表すべく準備を進めているとのことであり、後日、論文掲載誌と、その日本語訳を提供したい旨のご返答をいただいております。今後とも、正確な情報把握のため、先生からのご指導、ご助言をいただいております。

次に、第3点目、「災害関連死の認定状況は」の「災害関連死の認定状況はどうなっているのか」についてのご質問でございますが、災害関連死の認定状況につきましては、8月30日現在で災害弔慰金の申請について32件を受け付けしたところであり、そのうち29件を認定審査会において審査し、その結果、認定が16件、不認定が13件となり、先般、遺族の方々に審査結果を通知したところであります。また、本日までに認定された16件については、全件支払いを完了したところであ

り、また不認定をなられた遺族の方々には、被災者見舞金として手続きが未了である1件を除き、すべて支給を行ったところであります。今後も審査会の結果を踏まえ、適正に執行してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） かなり不明な部分がありますよね。それ再質問させていただきます。

1項目目の話なんですけど、これ町長、どういう認識しているか分からないんですけど、まず400何項目の検査項目どうのこうのって言うんですけど、水の無い人は検査できないんですよ、町長。多分これ実態よく分かってないんだと思うんですけど、ほとんどの家が今、水が確保できていない。飲料水も生活用水も。ほとんど井戸水でも引いている井戸水の人も結構いますから、ほとんど水が確保できていないのが私の推測では半分近くいるんじゃないかと。行っても水使えないから、この前のお盆帰省の話もありましたけど、結局掃除もできないと。とりあえず、それをなんとかしてくれと。ところで、この8月8日の区域見直しに伴って、これ町長、12項目約束しましたよね。これ安倍晋三君に出しているんだけど、安倍晋三君に出そうがなんだろうが、これ地元の約束ですから、それで12項目のうちの9項目、飲料水及び生活用水の確保については、ボーリングを実施するなど責任を持つこと、つまり水が出るようにすることと確認しましたよね。これは、安倍君がやるかどうかは、それは別な話として、国がやらなかったら町がやるということで約束したはずですよ。これは急がないと、要するに町長、水質検査、水検査するって言うんだけど、出ない水は検査できないですからね。これは、やるって言って、いつかやる話を聞いているんじゃないですよ。もう7月の多分26日だと思ったんですけど、この話を詰めたのは、区域見直しに伴う。そうすると、8月過ぎて9月になりました。もう1か月半近くになるんで、既にもう各地区入っていいはずなんですよ。今、宅地除染が入っていますよね。そうすると、今の時期じゃないとかなり難しくなるわけですよ、逆に今度。だから、これ、いつかやりたい話は別にしないでいいですから。明日からやるのか、来週からやるのか。350戸のうち半分だって170～180戸ですから、180の業者集まれば、すぐできることですから、簡単に言えば。今、山木屋に800人ぐらい入っています。宅地除染入っていますが、1か月かかっても1軒の家終わっていません。2か月かかっても終わらない家あります。建物15～16あるんですから、できるわけじゃないですよ、そんな簡単に。恐らく30年ぐらいかからないと宅地除染なんかできませんよ、今。現実には、そういうことなの。除染の話はともかくとして、この飲料水の確保、生活用水の確保、時々帰ってもこれ掃除もできない、何もできないですよ。トイレも使えない。この点については、どうしますか、来週からやるんですか、再来週からですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町長答弁申し上げましたように、水検査は行うわけでありませけれども、そのほかに水の、水回りの検査等々も実施させていただいて、水の確保に努めていくというようなことで答弁をさせていただきました。これは今回、補正予算で今回上げさせていただいておりますけれども、補正予算可決賜りました後には早急にかかれるようにやってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町長、書いてなくていいから話聞いて、ちゃんと。あれだけ11の行政区、1日3か所やってるのかな。あの根性あれば何でもできるんです、川俣町は。区域見直ししたいがために、あれだけの勢力とエネルギー使えることができる町だったんですから。大変ですよ、2時間同じ話聞いている課長も大変だと思うけど、そういう説明している町長も偉いと思った、本当に。そういう意味では、やればできるじゃないですか。そのぐらいの感覚でやれば、補正予算なんて言ってる場合じゃないですよ。これはもう早めにやらないと、まずここからですよ。だって、検査なんかしたって出ませんよ、水は。今の日本の基準は、極めて緩い基準ですから、出ないですよ。ドイツとかフランスとか、あの辺のフィンランドとか、あの辺に比べると、はるかに緩い基準ですから日本の基準は。あれで基準でオーケーだなんて言ったら、みんながんになっちゃいますよ。いいですか、町長、1ベクレルっていうのは1秒間に1発放射線を出す、体に入ったら。1分間で60発出すんですよ。その中でがん細胞っていうのは出来てくるんですよ。だから、甲状腺がんも10万人単位で出るって言われているんですよ。これは間違いのない数字ですよ。いわゆる文部科学省っていうのは、原発を推進する組織です。IAEAもJAEAも。それは大丈夫だって言うに決まっていますよ。みんな、あと原子力村の取り込みですから。県立医大なんかその最たるものですから。だから、調べても出ませんから、水なんか。それよりも水を出すようにしてください。それを補正取ったらやるっていうんだから、やったら、もう次の日から発注かからないと、これ大変な状態になりますよ。あと、いわゆるさっき言った環境省、一番復興の妨げになっているっていうそうですね。ある意味では、ある人は環境悪化省とまで言っていますから。正に私はそのとおりだと思います。住民の意見をばっさばっさ切って、ゼネコンと結託して自分のやりたいことばかりやっているのがゼネコンのやり方でしょう、現実的に。今、山木屋の農地除染の田んぼに置く敷地の土、今どこから持ってきているか分かりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山木屋の農地除染に伴う客土の土の採取場所等については、町のほうには連絡等

もございませんし、私のところでは今、把握してございません。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 時間がないからさっさとやりますから。今、7区の仮置き場作ってます、田んぼに。そこの取った土の上に砂を敷いて、その上にシートを敷いて、また、それに土をかぶせるんですけど、高太石から持ってきているそうです。高太石はどのくらいあるか町長わかってますか。125万ベクレルですよ。堂々の川俣で第2位の成績を持ったセシウム134、137、1平米当たり125万ベクレルの所から持ってきていると。確認したらば、70センチ下は大丈夫だったから、そこから持ってきているということで、今止まっているそうです。私のところに、いっぱい電話がきました。つまり、そのことは1つの象徴的なことなんですけど、要するに、そういう作業内容と形態が、あの環境悪化省は一切自治体にも地元にも報告、説明していないんですよ。そのやり方が正に江戸時代のときよりもやり方がひどいって言うことですよ。だからオリンピックどころの話じゃないですよ、現実はいいですか、町長。ですから、今一番の問題は、この前のイグネ切る話もそうですが、切る切らないの話もそうだし、いっぺんで切ったのでは儲からないわけですね。枝下ろして、片づけて、切って運んで、また切ってといったらば、1本の木で6回儲けられるわけですよ。これが今の除染の仕組みじゃないですか。これは町長、あなた昨日、立派なコメントで出していますね、新聞にね、これ。昨日は、いわゆる東電のやくざと国のあほどもが昨日不起訴になりましたよね。明らかに刑法204条、205条、210条にあるんですよ、こんなもの。これ東京地検がつぶしただけですよ、これ。これに対して町長、川俣町古川町長は、国や東電に全く責任はないとは言えない、ないとは言えないって、責任あるんですよ、これ。こういうところをはっきりコメントしたほうがいいですよ。ないとは言えないなんて、ありますって言えば、もっときちんとしてくれるわけですから。要するに、今、町長もわかるとおり、田んぼ、畑を使うのは農家の人ですよ、それを除染した後。使えるかどうか、それは分かりませんが、やってみなければ。そしたら、その受益者に、どういうふうな除染したらいいのかも含めて何の説明の窓口もないんですよ、今。それで、自治会とか区長会したって、定年退職になっている人、そういう人が大半で入っているんですよ。自分がそこに入るわけじゃないんですよ。そこで、農業をやる人が誰も入ってないでしょう、その中に。こんなでたらめな、受益者を無視した除染の方法がありますか。このことについて、町は具体的に環境省とどのような交渉をしましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁は昼食の後に、休憩の後にもらいます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時00分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 午前に引き続き、6 番議員 菅野清一君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

議員お質しの除染並びにいろんな営農再開に向けた取り組み等々、やはり説明を受ける窓口がない又は農家の方が入っていないというお質しをいただきました。町といたしましては、農家の方の除染関係又はそのかわる営農関係等々については、しっかり地域の方と相談をして実施するようというふうなことで申し入れを再三しているわけでありまして、今回、今、議員お質しの仮置き場の問題等があるわけでありまして、再度、窓口の明確化と、あとは体制づくりというものをしっかりと申し入れをして、町のほうでもしっかり確認をして、これからの除染、また営農再開に向けた取り組みをしっかりとできるよう、してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 要は、なぜこういう問題起こるかっていうと、基本的にその窓口というか、その場がないんですよね。これは全員協議会のときにも、環境省の再生事務所の所長、次長が来たときも再三にわたって言ったんですよ。それをずうっと拒否してきたのが、あの加害者である彼らなんです。だから、例えば今、山木屋 11 区の中でも仮置き場決まってないところは 2 か所あります。本人は置いてもいいと言っても周りがだめだと言う人もいます、当然。そうすると、被害者の中でごくしゃくとした人間関係がずうっと続いているわけですよ。隣同士で弁護士頼んでくるっていう話まで出ているわけですよ。これ、なぜこういうことが起きるかっていうことは、基本的に加害者である国、環境省が、だから来ているわけですね、国はそれだけの予算を取って。今、山木屋だけで当座だけで 187 億ですからね。恐らく農地全部で 983 ヘクタールありますけど、農地の分は今のところ 3 つの地区だけですからね。あと個人の住宅周りが 350 戸。実際やれば 400 億、500 億あつという間になりますよ、これ冷静に考えれば。それだけの金を投資して効果の出ないことをやったって意味ないわけだし、最終的には、その農地を使おうと思っている人たちの声が全く反映されてない仕組みに問題があるわけですよ。集落によっては集落として集まってやることはやらないと、これは当たり前の話ですよ。憲法 29 条に書いてあるとおり、個人の財産権は侵してはならないと書いてあるわけですから。行政区長や自治会が個人の財産ごとに口出しはできないんですよ、

決定権ありません。残念ながら法律制度上は、憲法 93 条に書いてあるとおり、議会にしか決定権はないわけですから。問題は、そのところをきちんとできてないから問題なんですよ。国は拒否しましたよね。農家の生産部の団体とか何かが、もう少しこういうふうにしてくれとか、そういうことをやってくれと言ったんだけど、国は拒否をして強行して今、牧草地のはぎ取りも始まりましたが、はぎ取ったままです。なんで牧草地になっているかという、下が石で畑に使えないから牧草地にしているわけですね。それを環境省は深耕するんですよ。深くうなるんだと。やれるものならやってみろという話になったじゃないですか、現実には。これが今、あの環境悪化省で言ってる、その農地除染に名を借りた乱開発と同じですよ、あんなことは、我々から言わせれば。この問題に対して基本的には町が、例えば農地除染は農地に放射性物質を置いてはならんと、一言いえば済む話だったんですよ。それを自治会とか区長会に任せたところに、この問題の本質があるんですよ。再度お尋ねします。これ、町として本当にその農地を所有している人たちの希望するような形にならないのかどうか。昨年も確か自治会から要望出していますよね。農地付き住宅団地の造成を図ってくれと、あともう 1 つは、農地除染については一番良いところを取っていくわけですから、栄養価のある。だから、改めて栄養価のある同等の土を施して、用排水路も整備して農家に渡せと。それが今どういうことになっているかという、いいですか。実証実験やった所がどうなっているかという、じゃあ実証実験をやった所は、あなた方に 10 アール当たり 3 万円出すから草刈りして管理しなさいということですよ。こんなふざけた話ないですよ、現実には。農家の人が汚したのなら話は分かるよ、原発もってこいとか。加害者責任が全く果たしてないですよ。さも、おまえらの土地だからおまえらが管理しろみたいな態度で来るわけですよ、あの環境省という、何が環境省だか分かりませんが。正に環境行政をやっている省庁だとは思えないんですよ、今やっていることが。これが実態なんです。だから、その地元の受益者がきちんと対等の立場で議論できる場を作りますか、町長。これ町長から申し入れしなきゃだめですよ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

山木屋の除染につきましては、住民懇談会等々でもいろいろ意見を出されております。それに基づきまして、環境省も除染のやり方については、今は農地のはぎ取りもございましたが、実態に合った農地除染を進めるということを農業者の要望、要求に応える形での除染を進めるという話もしております。そのための取り組みを具体的にやるにあたっては、先ほど質問がございましたけれども、除染の窓口も決まっていないというような話もありました。それらについては、町のほうでも窓口をしっかりと決めて、どういうところに報告会、あるいは説明会を開催するかということについても、定期的にやることについても申し入れをし、それをやることに

なりましたので、今のお質しの除染のことについても環境省がしっかりと地元の要望に添ったことをよく聞いて、その除染を進めるという形を強く求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 求めてまいるんじゃないくて、やらせる。あなたも被害者の立場の代表なんですからね、法律制度上は。原子力災害対策特別措置法第15条の2項で、避難させたのも町長の責任なんですよ、これ法律制度上は。ただ問題は、その後、災害救助法で住宅とか整備しているから、借り上げとかやっているから問題が複雑になっているだけなんですよ。そこをきちんと整理してください。

あと一方では、仮置き場が決まらなないと除染をやらないなんて言う、恫喝するような、国家公務員が。国家公務員が国家公務員法96条に違法するような行為、言動が見られるわけですよ。これはとんでもないことですよ。これはやっぱりきちんと質してもらって、仮置き場があろうがなかろうがやると、それは国が責任を持ってやるということだから。地元の農家に仮置き場探せなんていうことは、明らかに違法行為ですよ、これ。やっていることは。国家公務員法違反ですよ、これ。公務をきちんとやっていただきたい。

あと、もう1つは、健康被害の問題ですけど、子ども被災者支援法の中身、わかっていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問、子ども被災者支援法の関係でございますが、法律が1年と2か月前にできましたけれども、その基本的な方針は、ようやくできたということで、その中のこれは法律の中の基本理念、第2条でございますが、1つには、被災者の方々の他の地域の移動前の地域の期間についての選択を自らの意思によって行うことができるようにすること。また、差別が生じることがないように配慮、あと、また生活支援等の関係、あと放射能からの健康被害をどういうふうを防ぐかというふうなこと、また、子ども及び妊婦に対する特別な配慮というのが、この法律の基本的な理念でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あまりよく分かってないから説明しますが、子ども被災者法案って、子どもが対象じゃないんですよ、これ。いいですか、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り、支えるための被災者の生活支援等に関する施設の推進に関する法律、これが正式な名称です。つまり、これから予想されるであろう白血病、がん、様々な疾病が予想されます。いろんな学者の説があります。東電サポーター学者と東電サポーター弁護士はそう言ってませんけれど、まともな学者は、今後50年間で40万人以上のがん患者が出るだろうと。数字から言えば全くそのとおりになります。なにせチェルノブイリの10倍以

上の濃度の物質が降ったわけですから。チェルノブイリは148万ベクレルから350万ベクレルです。福島原発は300万ベクレルから3,000万です。これは、一昨年(2011年)の8月28日に発表した文科省の数値を見れば明らかです。セシウム137だけで大熊町は1,547万ベクレルです。福島でも50万を超える所が4か所あります。55万5,000を超えれば限界管理区域です、チェルノブイリでは。これが現実なんです。だから、オリンピックなんか言ってる場合じゃないんです、現実。それは、それで騒ぎたい人は騒いでもいいと私は思うんですけど。それで8月29日に発表したんですが、1年以上ね、水野参事官も担当でした。ようやく1年以上経って骨子は出来ましたが、全く実態を無視した経過が出ています。33市町村、そしてパブリックコメント、いわゆる公聴会も、たかだか9月13日までで終わりですよ。2週間しか取ってない。こんなでたらめな法律ありませんよ。これはきちんと町としても被災地区として、この支援法に対して抗議をして、きちんと中身のあるものにしていただきたいと思います。

時間がないので、この甲状腺がんについてお尋ねします。甲状腺がんについては基本的に43人と、23年度、24年度、川俣町は2人、浪江町1人、南相馬2人、伊達市2人、田村市3人、福島市11人です。二本松市3人、本宮市3人、こういう経過が出ています。問題なのは、この甲状腺がん経過に至るまでの中身なんです。いいですか。1次検査21万6,809人やりました、2年間で。その中で2次検査対象者が1,280人です。2次検査受診対象者が771人で、終了したのが625人なんです。そして経過観察者、これは203人なんです。203人の中から43人も出ているということです。そして、この甲状腺検査も12項目あるんです。ところが福島県は4項目抜いています、中身を。わかってますか。現実、そういう状況なんです。いまだに考えにくい。それはなんで中身あるかといったら、IAEAと福島県で協定書を結んだからです。昨年の12月15日に。あれ3つありますよね。廃炉関係、あと事故対策、あともう1つは健康観察ですよ。その中の項目の中の1つに、お互い知り得た知的財産については秘密にすることと、ちゃんと書いてあるんですよ。だから、なかなか出てこないんですよ。たまたま6月5日から検討委員会のメンバーが替わりました。あのミスター100ミリシーベルトは、そこから抜けました。郡山の星総合病院の委員長が一応座長になって福大の清水先生が副座長になっています。その中から少し出てきているだけなんです。現実、甲状腺がんの調査の内容っていうのは、具体的にどういふふうな報告で町には来ていますか。

○議長(佐藤喜三郎君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(菅野浩市郎君) 甲状腺がんの検査結果の報告でございますが、町のほうに対しましては、8月19日に県の県民健康管理課のほうから、これマスコミ報道と全く同じ内容ではございますが、川俣町で対象者が2,403人おりまして、

受診者が2,231人、検査結果の中で、A1、A2判定、あとBということで、それぞれ数字がこれも新聞報道と同じく記載してございますが、B判定が8名おりまして、8名は2次検査対象になりました。その2次検査対象の結果ということで、平成25年7月31日現在ですが、8名のうち2名の方が悪性又は悪性の疑いということで通知がございましたので、保健福祉課といいますか、保健センターのほうで県のほうの健康管理調査のほうに問い合わせた結果、医師と患者との関係で信頼関係をもって適切に対応しているという回答でございました。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これは、個人の守秘義務のところにも関わる問題ですから、これは当然、個人との関係でやっている話ですよ。甲状腺検査というのは2つあるんですよ。まず、基本調査と詳細調査と2つありまして、その詳細調査の中の12項目あるんです、通常は。ところが福島県は4項目抜いているんです。それで、あの鈴木なんとかっていうひげの教授が、きちんと県民はやってると、でたらめでしょう。甲状腺の形状とか大きさ、甲状腺の内部変化、血流の状態などは一切やってないんですよ。ところが、医者の中でも最近まともな医者が最近あちこち声を挙げ始めまして、あまりにもひどすぎると、福島県の甲状腺検査が。そういう中で、どんどんやっていますけど、血流の状態を確認しないと小さな脳胞とか血管の区別はできにくく、精度が高いとは言えないと。これ、あらゆる医者が断言しているんですよ。中には東電サポータードクターもいますから、そういう人は口をつぐんでいますけど、現実にそういうことなんですよ。だから、今の数字からいくと、これ10万人を超えるっていうことになっているんですよ、データからいくと、残念ながら。親はたまったもんじゃないですよ。こういう状態に、こんなでたらめな健康管理検討委員会でやられたんでは。いいですか。だから、去年の12月14日に、郡山市に乗り込んできたIAEAが福島県と協定結んだわけですよ。WHOだって同じですよ。1959年に、そういう協定を結んでいますから、WHOもIAEAにはものを言えなくなっているんですよ。そのことを知ってますか。これ全部環境省が入っているんですよ、厚生労働省じゃなくて。これもおかしい話なんですよ。文部科学省に賠償審査会の審査基準を作っておきながら、実際やっているのはエネルギーなんですよ。正に原子力村まる出しの現場対策が実態なんです。そういう意味ではこれ町長ね、命に関わることですから、これきちんと健康管理調査検討委員会に、その詳細を私は求めるべきだと思いますよ。今は秘密会なくなりました。前回申し上げましたとおり、第4回の検討委員会で、検討委員会の秘密会で何が行われたか。そのときの議題になったのは、山木屋の子どもと飯舘と浪江の子ども120人を要検査するかしないかでもめたときに、シンチレーションの機械が少なくて牛乳検査優先で子どもたちを後回しにしたということなんですよ。ホールボディカウンターは4か月過ぎたら絶対に出ないんです。ましてガンマ線しか検出できませんから。

この辺の認識をきちんとしないと、これは大変なことが起こりますよ。既に日本の東電サポーター学者と東電サポーターマスコミは、そんなこと言ってませんが、海外のまともな学者の中には、このことをきちんと前から指摘していますから。これはニューズウィークでもそうですし、CNTVでもやっています。そこはやっぱりきちんとしていないと、後で取り返しつきません、これ現実には。それで、さっき言ったワタムシの200匹の中から20匹奇形が出たと。昆虫は強いって言いますが、世代交代は早いですから出ますよね。そうすると、秋元先生の、脱皮するごとに気管支を取り替えなければ呼吸もできなくなると。結局、同じことですよね、人間だって。それだけの危険性があるってことですよ。だから、電話で問い合わせをするのではなくて、行って、出向いて担当職員が聞くなり、先生に来てもらって学習会やるなり、そのくらいの対策は取るべきだと思いますよ。これはとんでもない状況が進んでいるということは、これ間違いないわけですから、現実には。そこに帰るか、帰らないかっていうのは、それは勇気のある人は帰ればいいですよ、それは自分で自己責任で。現実には、放射性物質というのは、そんな単純なものじゃないってことですよ。だって、今例えば水境が160万ベクレル、高太石は125万ベクレルって言ったって、それはセシウムだけですからね。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○6番（菅野清一君） このほかに31種類あるわけですね、地上に降った放射性物質は。一切その数値は報告されてないんですよ。ただ、東電と保安院がやった数字を足すと毎時18兆ベクレルのヨウ素と90万テラベクレルと言われるセシウムだけだってしか言ってないんですよ。そのほかテクネシウムもそうですし、アメリシウムも一切報告されてないんですよ。だから、今、原発の建屋も同じことなんです。なんで5倍、4倍にはね上がってるかということです。これ町長、あなた事故調査員ですから、国の。これ考えられることいろいろあると思うんですよ。370マイクロシーベルトっていうのが、なんで今1,700とか1,800になっているんですか。単純に4倍以上ですよ。とんでもないことが起きているってことです。これ例えば汚染水の濃度が高いからなんていうことにはなりませんよ。汚染水はもともとあるわけですから。もともと30億ベクレルなんていうのは出ていましたから。ただ、黙っていただけの話ですよ。建屋を今、要するに土を凍らせて壁を造るって言うけど、あれはタービン建屋と原子炉建屋の周りだけです。再来年の11月に完成すると。でも実際はそのわきの側溝から流れていたんですよ。流れる前に取るっていったって、その上にあるタンクが今、350個のタンク、高さ11メートル、幅12メートルのタンクから漏れているんですよ。こんなの対策できるわけないでしょうが。ということは、私が心配しているのは、いくら除染やろうが何しようが、この問題が解決しない限り、4号機のプールの燃料棒は取り出すことができないんです。4号機だけじゃないんです。3号機も2号機も1号機も

同じなんです。キャスクっていったって、あれ37個しか入らないんですからね、あれ。96トンから100トンありますけど。あれ1日に1個ずつなんて取り出しできないんですからね、あのドライキャスクっていうのは。地上40メートルのところからつり下ろすんですから。入れるだけで何日もかかるんですから。ところが今、汚染水の問題が解決しないと、あの燃料棒の取り出しはほぼ不可能なんです。だから、きちんと町長、もう1回事故調の委員だったんですから、もう1回現場に行って確認してください。23億5,000万ベクレルなんていうのは、これとんでもない数字ですよ。あと8,000ベクレル、3号機の上は7万2,000ミリシーベルト、全くもう壊滅状態の状況ですよ、現実。何をオリンピックだと私は言いたいんですけど。そういう中で、一方でこういう除染を試みたところで、どうにもならんでしょうが。28年3月まで解除しないと言ったけど、これ、いつの28年だか分かりませんが、あの状態が続く限り、とてもじゃないけど、どうにもなりません。今、約1時間で1,200万ベクレル出続けています、放射性物質が。汚染水は62種類あるんですよ。汚染水はいろんな化学反応を起こして出ますから62種類になるんですよ。今、サリーもアルプスも今止まったままです。だから、基本的に今除染やってるゼネコンもそうですけど、原発造った54基のうち半分は鹿島です。残りの半分を大林と大成が造っているんですよ。その原発を造ったメンバーが今来て除染をやっているんですよ。造って儲けて、壊して儲けて、いわゆる濡れ手に泡っていうやつですね。こういうことですから、やっぱり被害者の町長として、もっときちんとやっぱり賠償も含めて毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。賠償について、どのように具体的にやっていくかお答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員のほうから今、甲状腺から含めて質問ございましたが、甲状腺の検査結果等については、課長のほうからの説明がありましたような、先ほど私も答弁申し上げましたが、あの内容でありますけれども、もっと出向いて、よく地元の子どものたちの状況を確認しながら対応・対策を立てるべきだということでありますので、そういったことは、すぐ実施するようにしてまいりたいと考えております。

また、汚染水の問題等は、議員お質しのとおりであると思っております。昼のテレビでも、4号機の側溝へ出ているというようなことも言われておりますから、とどまることを知らないほどの状況が本当に悪化する一方でありまして、何らその対応・対策についても出されていないのが現状だと思っております。

○議会事務局長（佐藤光正君） 60分経過いたしました。

○町長（古川道郎君） そういった意味では、お質しのように、この復旧・復興工事を進めるにあたりまして、一番の発電所のプラントの状況がそのような状況でありますから、これは国が責任を持って東電任せにすることなく対応するように、我々

も強く求めてまいる考えでありますし、いろんな面で情報も共有しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げながら答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で6番議員 菅野清一君の一般質問は終了いたしました。

次に、7番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 7番 菅野意美子でございます。

2020年オリンピック、パラリンピックの開催地に東京が決定いたしました。56年目の2回目の開催となり、安全性や財政面での確実性ということが追い風になりました。一方では、スポーツの新たな価値として、スポーツが災害からの復興に役立てるという点が注目されました。被災地東北にとっても7年後の東京オリンピックが未来を開く希望となりました。先に通告しておいた大きく2点、細部4点についてお伺いいたします。

1点目、安心安全なまちづくりを。

(1)地域防災計画の状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、防災会議に女性委員の登用はされているのか、についてお伺いいたします。

平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、そして平成23年の東日本大震災などの経験から、災害に対する予防、応急、復旧、復興のあらゆる場面で男女共同参画が重要であることが明らかになってきました。行政や関係機関は、それぞれの地域防災計画や各種マニュアルに基づき、平常時からの防災対策、あるいは災害発生時の応急対策を実践することになっていますが、近年、災害自体が激甚化しているのに加え、少子高齢化の進行や単身世帯の増加などの社会構造の変化により、災害時要援護者は年々増加し多様化しています。災害時に重要な責務をになう行政や関係機関、そして、それらと連携しながら活動をする皆さんが、男女共同の視点に立った的確な防災活動、被害者支援活動を行い、更には、将来に悔いのない災害のまちづくりを実践する際に、この防災計画が重要となります。男女共同参画とは、男だから、女だからという考え方にとらわれず、一人ひとりが平等に扱われ、社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、かつ共に責任を担うことです。日本では、男は仕事、女は家庭という固定的な性別、役割が諸外国に比べ大きく遅れています。防災分野においても、地方公共団体が災害対策基本法に基づいて設置する地方防災会議の女性委員の割合は低く、防災対策に女性などへの配慮などが必要であるとの認識が十分浸透していないことが指摘されています。災害現場においても、避難所運営の責任者に女性がほとんど参画していなかったため、女性の要望や意見が重視されない傾向がありました。一方で、女性や子育て会議のニーズを踏まえて、避難所に女性専用のスペースや授乳室を設けたり、民間団体と連携して妊産婦専用の避難所を開設した地方公共団体の例などもあります。栃木県防災会議では、女性委員の割合が男性47人、女性2人、24年4月現在で防災ハンドブ

ックとして作成されております。本町においても、東日本大震災を踏まえて、地域防災計画をどのように考えているのか。防災会議には、女性委員が登用されているのかお伺いいたします。

2点目、被災者支援、高齢者対策について。

1点目、65歳以上の高齢者に温泉1泊旅行として5,000円を補助し、高齢者リフレッシュ事業として取り組む考えはないでしょうか。東京電力福島第一原発事故から2年6か月が過ぎました。本町も、原発被災者として精神的苦痛は解消されず、最近では第一原発での汚染水漏れの事故が発覚いたし、最悪の状況となって、町民の不安は増大する一方です。福島県は、自然豊かな温泉に囲まれた観光地でもあります。既に福島市は、実施されて2年目とのことです。川俣町も是非取り組んではどうか、お伺いいたします。

2点目、75歳以上の高齢者に対するバス無料化を実施しては。町の中の活性化にしてはどうか。復興計画第2次が作成され、その中に、東日本大震災により一段と早まる少子高齢化社会への対応、平成2年2万人から22年には1万5,569人まで減少し、高齢化率も3割を超え、これまで本町の人口減少と少子高齢化が徐々に進行する傾向が、東日本大震災により、山木屋地区をはじめとした住民動向に大きな変化が生じました。町としては、引き続き少子高齢化社会に的確に対応するとともに、今般の急激な人口移動に伴って新たに発生した行政ニーズに迅速に対応する必要があるとあります。川俣町地方路線バスは、23年度は7路線あり、福島交通に補助金を払って運行しております。東日本大震災のため、3路線は運休となりました。当然、補助金も大きく減少しました。約1,900万円から、24年度は657万7,612円です。3分の1となりました。川高から福島までのJRバス運行もされています。市町村バス運行は、川俣から松川線、川俣、飯野線と川高前、山木屋線は24年度は運休です。路線バス、ほとんど昼間は空席で走っています。75歳無料化となれば、もう少し乗客が増えると思います。75歳以上の人が多く利用するので、大変助かるとの声もあります。この大変なとき、想定外の東日本大震災の影響が川俣町にとっては、また山木屋の方々にも、あらゆる面から大きな痛手となり、少子高齢化、急速に進展しました。大きな町長の決断が必要と思います。福島と一緒にバスの無料化をやるべきと考えますが、町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 7番 菅野意美子議員のご質問に答弁をいたします。

はじめに、「安心安全なまちづくりを」の(1)「地域防災計画の状況はどうなっているのか」のご質問でございますが、地域防災計画につきましては、新たに原子力災害対策編を策定しているとともに、併せて計画を構成する一般災害対策編、震災対策編及び事故対策編について見直しを行っているところであります。原子力災害

対策編につきましては、原発事故により山木屋地区が計画的避難区域に指定されたことを受け、福島県が原子力災害の及ぶ地域として本町を暫定的重点区域に指定したことから、原発立地地域と同様に原子力災害対策編を策定することが義務づけられたものであり、年内中の策定を目指し作業を進めているところであります。一般災害対策編、震災対策編及び事故対策編につきましては、年度内の完了を目途として、構成を含め全面的な見直しを行っているところでありまして、一般災害対策編におきましては、ゲリラ豪雨による土砂災害等に備え、気象警報への対応と体制の強化等を図るほか、震災対策編においては、東日本大震災の経験を踏まえ、ライフラインの早期復旧とその対策強化を図る考えであります。また、事故対策編については、火事災害や道路災害等を個別対策を要する災害として区分し、より詳細な対策を講じることとするなど、見直し作業を進めております。更に、市町村の枠を超えて避難が必要となるいわゆる広域避難についても、避難する側、受け入れる側の双方について、その対策を講じる検討をしているところであります。

次に、(2)「防災会議に女性は登用されているのか」のご質問でございますが、防災会議の委員につきましては、川俣町防災会議条例において、教育長、消防団長のほか、町長が委嘱又は指名する者として、国の関係機関など指定地方行政機関の職員、福島県の知事部局の職員、福島県警察官、川俣町職員、そして通信・運輸・報道など指定公共機関又は指定地方公共機関の者と規定されているところであり、こうした各機関の役職の方に女性がおられれば、当然、女性委員として存分にご活躍いただけるものと考えております。東日本大震災の経験を踏まえ、議員ご指摘のとおり、避難時の衛生対策など女性の立場からの災害対策の構築は当然必要であると認識しておりますことから、今後どのような形で女性の参画を図っていくか検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「被災者支援、高齢者対策について」の(1)「65歳以上の高齢者に温泉一泊旅行として5,000円を補助し、高齢者リフレッシュ事業として取り組んではどうか」についての、ご質問でございますが、当町では、川俣町社会福祉協議会との連携により、70歳以上の一人暮らしの高齢者のための日帰り温泉旅行事業をはじめ、ふれあいいきいきサロン助成事業、更には単位老人クラブに対して心身の健康保持と親睦を図るため、温泉旅館等の保養施設を利用した場合に1人当たり1,000円を助成する「ふれあい健康保持事業」を実施するなど、高齢者が健康で明るく生き生きと過ごせるよう各種事業を展開しているところであります。議員お質しの高齢者リフレッシュ事業につきましては、原発事故により2年以上の長期にわたって、高齢者を含め多くの住民の方が不安を抱えながら過ごされていることを踏まえ、更なる高齢者の健康や生きがいの増進に向け、社会福祉協議会や関係団体と連携し総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、「75歳以上のバス無料化を実施してはどうか」のご質問でございますが、

高齢者などの交通弱者の方々の移動手段としては、一般の路線バス等による旅客輸送や自治体が行う福祉バス、また、地域の移動利便性をより高めるため、路線バスに代わる新たな交通手段としてのデマンド型交通などにより行われているところがあります。当町では、これまで川俣松川線、川俣飯野線を自治体バスで運行するとともに、平成21年10月からは、デマンド型乗合タクシーにより地域の移動利便性を確保しております。高齢者に対するバス無料化につきましては、路線バスは通勤・通学の重要な移動手段であるほか、高齢者の方々にとっても必要不可欠な移動手段の一つとして考えられることから、他市町村の事例を参考とし、また本町の実情を踏まえながら、川俣町内でのバス利用の無料化などを含め、高齢者の交通手段の確保のあり方等について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 今、町長の答弁をお聞きしたんですけど、2点目の被災者支援高齢者対策についてから再質問をさせていただきます。

65歳以上の高齢者に温泉1泊旅行として5,000円ということなんですけど、福島県は、やっぱり温泉地ですよ。それで、やっぱり東日本大震災におきまして東京都議会においても3,000円の補助金を出して福島県を応援しようということで2万泊ですか、そういう応援、そういう事業もやってすごい好評なんですよ。それで今やっぱり町が元気になるためには、やはり一人ひとり被災者である、本当に川俣町におきまして、やっぱり温泉1泊ということで元気になってくれば、また精神的苦痛も本当に大なり小なり本当にみんなあるわけなんですよ。そういうわけで思い切って、今までは山木屋の避難、また本当に避難者のことを本当に考えると、自分の家に住まれるんだから我慢しなくちゃってという思いで、やっぱり町民の方もみんな我慢して、放射能被害を我慢してずうっといっているわけなんですよ。そういうときに、本当に2年半経ちましてなんとか5,000円くらいなら川俣町でやってもらえないかということと、福島ではやっているということで、福島の方と本当に仲がいいんですよ、川俣町は。そういう点で、本当にやっていただきたいという思いなんです。その点、もう一度伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問で、被災者支援高齢者対策の中で、高齢者のリフレッシュの事業でございますけれども、ただいま町におきましては、町と、また町の地域包括支援センター、また社会福祉協議会それぞれ連携の下に、こういった高齢者福祉に関する事業として33の事業を行っているところでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、これら高齢者がどんどん増える中で、たくさんの事業を今進めているところでございますが、これから更なる高齢者の健康生きがいのためにはどのような事業が最も、それにふさわしいものかと

いうことにつきましては、よく、それぞれ、ただいま申し上げました関係機関等も含めまして、十分に検討してまいる必要があるかと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 検討するということなんですけど、前向きにすぐやっていたきたいと思います。

やはり、福島県全体がこういう痛手なので、やっぱり一人ひとりが大したことなくても、そういう温泉1泊するというだけでも、もう本当に元気になるというか、そういうふうになるので、また温泉に行けば、お土産買ったり何か買ったり、福島県の活性化にも結びつきますので、是非川俣町としてやっていただきたいと思います。本当は1万円とかなんですけど、せめて切実なこれ町民の願いなんですよ、5,000円。なので、なにとぞ実現するようにお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。2点目なんですけど、バスの無料バスなんですけど、これもやはり福島で実施されております。それで今度、私も前、質問もバスのことではしたんですけど、運休、東日本で運休したんですけど、そういう中でバスが減るっていうことは本当に町の中が一目瞭然に寂れていくっていうのが、はっきり分かります。また、菅田前の停留所は本当に1バスしか止まらないんですよ。そういうので、本当にこれ少子高齢化だから仕方がないかなと、私も最初のうちは、そういうふうに時代の流れだと思っていたんですけど、東日本大震災からは、ただ単のあれではないですね。本当に急速に進んだということなんです。だから、もう人を戻すということは大変なことなんです。だから、せめてバス、バスの75歳以上、まずは第1弾は75歳以上で無料化を思い切ってやるべきじゃないかなと思います。あと11月には、ファンズも中丁でオープンいたしますよね。そういうためにも足の確保がなければ人がやっぱり集まってはきません。デマンドバスも今やってます。本当にあれもいいことなんですけど、日曜日はやってませんよね。そういうので、やっぱりバスの運行は大切だと思いますので、その点もう一度お伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅野浩市郎君） ただいまの高齢者に対するバスの無料化関係でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、路線バスに代わるいろいろな交通手段の中で、デマンド型の交通体系というものを確立してございます。

また、町の生活交通計画の中でも、これからどのようにして高齢者の方も含めてその移動手段を確保するかということも考えているところでございます。福島市のほうも問い合わせをしましたけれども、最初、福島交通のみの無料ということで行ったようですが、25年の4月1日からはJRも対象になったということでございますけれども、それはあくまでも市内のエリアに限ったものであるというのと、あ

と福島市の路線網を見ますと、かなり市の中心部に、そのバスを使ってそこまで移動できるというふうな路線網もございますので、町として考えた場合には先ほどの町長答弁にもございましたように、町の中にいかに人を集めるかということと併せて考える必要があろうかと思っておりますので、今後の高齢者の交通手段のあり方について引き続き検討してまいりたいということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、いいですか。いいの。

菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 福島市から一緒にやはり川俣方面にバスに乗ってきて飯野で下りた方は無料で、川俣はお金が取られるって、やっぱりそれが一番、同じ立場にいながら福島市だけがそういう優遇されて、本当に川俣は福島から1,000円もかかり、それをなんとか無料化にしてあげれば、やっぱりこのチャンスじゃないかなと私も思ったんです。本当にどれだけみんな精神的苦痛を得ているか計り知れない状況ですので、この機会にやっぱり思い切った考えてもみないようなことをやはり町長は決断してやるべきじゃないかなと、私も本当に女性の声を私は届ける役目ですので、強くこのことを実現できるようにもう一度お答えお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま、菅野意美子議員からの質問であります。バスの無料化につきまして、先ほど答弁いたしましたように、まだ川俣町では取り組んでいないのでありますが、バスのお客さんの減少傾向もありますし、それに対応するためにも町ではお客様の、町民の皆さんの利便性を向上させるためにデマンド型のタクシーを配車もしているところでございます。そういった中であって、路線バスへの補助事業も継続しているわけでありまして、今お質しのように川俣町に入る場合、町民の方が町中に来る、お医者さんなり、あるいはまた買い物ということがあるわけですが、そういった場合には高齢者の方への無料化については検討する価値があるものと認識をしておりますので、答弁いたしましたとおり、ただ無料化というだけじゃなくて、そのためにはいろいろとシステムの改修等もいろいろと出てくるわけでありまして、その辺も含めて時間をいただき検討させていただきますので、遅くならないうちに、その考え方については示してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 町長の前向きなお答えと思って受け止めて、必ず実現できるようにやっていただきたいと思っております。本当に私ものん気にしていられないし、川俣町を思う気持ちで、本当に何やってんのって、常に町民は言うんですよ。川俣町の町長なにやってんですかって、本当に怒りこみ上げてきて言われるんですよ。これもこれもやっているんだよって、そんなのやった分に入らないって、やはりもの

すごい剣幕で、みんなやはり我慢してがんばっていますので、本当にこれはやっぱり国の問題と窓口が川俣町役場なので、個人ではどうすることもやはりできない問題がたくさんあるんですよ。本当に除染にしても、みんな自分で除染、やはり今、自分でやって、お金かけてやったっていう人もいますよね。

最後なんですけど、やはり防災計画なんです。防災計画について。本当に女性を登用していただきたいということなんです。それでこの防災計画の計画書が今回の東日本大震災におきまして役に立ったのでしょうか。その点伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

女性の登用につきましては、先ほども町長が答弁したように、各機関の役職の方々に女性の方がおられれば存分に活躍いただけると思います。防災計画については、確かに13年に作ったままで、いろんな面でなかなか役に立ってなかったということで、今それを踏まえまして今計画を立てているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○7番（菅野意美子君） 大災害は本当に忘れた頃って言いますが、今は忘れないうちにやってくるということですので、大事なこと、計画書は大事なので早めに作っていただきたいと思います。

また、防災会議には、やはり是非女性が登用されますように。やはり女性を登用するのには条例改正とかも必要とはなりますけれども、役職のある方でないと、やはり避難指示をする人ですので、指示を出す人なので、役職、常日ごろやっぱり役職を女性に与えていただきたいと思います。そういう点を要望ですね。要望です。

最後なんですけど、町長のやはり相当の覚悟とリーダーシップを発揮しないと、この東日本大震災、原発での被災県として本当に生き残れなくなるのではないかと私も本当に心配します。そのためにも本当に覚悟の精神、あと勇気ある行動をもって取り組み、町民のニーズに本当に是非応えて、川俣町のスローガン、子どもの笑顔いっぱい、元気ある笑顔のまちづくり、本当に目指していただきたいと思います。以上で、これで終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で7番議員 菅野意美子君の一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。
(午後1時59分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

(午後 2 時 15 分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、2 番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 2 番 高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

さて、古川町長、東日本大震災及び東京電力原子力発電所事故以来、私は一貫して川俣町の復旧・復興の方向性について、その理念、そして目標、課題について、総合的かつ具体的に町民に示すように再三求めてまいりました。その結果として、町長から昨年の 3 月 5 日、川俣町復興計画が示されましたが、あまりにも総花的であり、具体性に欠くものでありました。そして、1 年 6 か月が経過しました。川俣町の再生復興を願う町民の声に、とりわけ、長期にわたり避難生活を余儀なくされている山木屋住民の方々の切実なる要求に真摯に応えた施策が、この間展開されたのかと問われたとき、町政の一端をになう議会議員として、私は忸怩たる思いを強くするものであります。行政の執行の責任者である古川町長には、この 2 年半余の取り組みを是非とも総括し、今後の復旧・復興事業に取り組まれるよう強く要求し、先に通告しました一般質問をさせていただきます。

まず、第 1、山木屋地区の復興事業の進捗状況について、お尋ねをいたします。8 月 8 日、山木屋地区の区域再編が行われましたが、町長が示した 59 件の復興事業の取り組みはどの程度進んでいるのか、お伺いをいたします。

次に、川俣町復興計画の見直しについてお伺いをいたします。

第 1 点は、見直しにあたっての指針は何かということであります。

第 2 点は、その見直し作業の進捗状況についてお伺いをいたします。

そして、3 点目は、復興会議がこの間開催されていると思われませんが、その論点は何かの 3 点について、明確にお答えをお願いします。

最後に、業務管理の改善についてお伺いをいたします。事務事業の執行にあたっては、近年、多くの誤りが幾度となく繰り返されており、とりわけ、震災、原発事故という、かつて経験したことのない危機的な状況にあるにもかかわらず、家屋の解体事業、災害弔慰金の支給事務など、重要かつ緊急的な事業が議会の指摘があつて初めて気がつき、半年遅れ、あるいは 2 年遅れでようやく取り組まれるなど、業務管理体制の不備は危機的な状況にあると私は思いますが、その後どのように改善が図られたのかをお伺いいたします。

以上、大きく 3 点について、古川町長の明確なる答弁を求め、質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、「山木屋地区の復興事業の進捗状況は」の「8 月 8 日に山木屋地区の区域再編が行われたが、59 件ある復興事業の取り組みは進んでいるのか」につい

てのご質問でございますが、山木屋地区の復旧・復興事業につきましては、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業、インフラ工程表及びトータルプランを踏まえて構成されており、年度別での開始事業については、平成25年度は48事業、平成26年度は9事業、平成28年度では2事業であり、合計59事業となっております。復興事業の取り組み状況につきましては、59事業のうち19事業について既に取り組みを開始しており、更に今般、提案いたしました補正予算において、新たに井戸水の水質検査や浄化槽の点検・清掃など合計8事業を計上したところであります。

次に2点目、「復興計画の見直しは進んでいるのか」の(1)「見直しにあたっての指針は何か」についてのご質問でございますが、町では平成24年3月5日に今後10年間の具体的な取り組みや主要な事業を示す「川俣町復興計画第1次」を策定しましたが、策定から1年6か月が経過し、本町を取り巻く状況も変化していることから、各種団体の代表者、学識経験者等からなる川俣町復興会議における協議を踏まえ、計画内容の見直しを行い、平成25年8月7日「川俣町復興計画第2次」を策定したところであります。見直しにあたっての指針につきましては、被災者の生活再建を早期に図ることを第一に、避難生活を送られている方々を取り巻く状況変化への対応、新たな課題への対応、原発事故の収束状況等を踏まえることが重要であると考えております。また、東日本大震災からの復興につきましては、インフラの復旧にとどまらず、住まい、まちづくり、経済、文化、防災など住民生活に関わる非常に幅広い分野での復興が必要であると考えております。そのため、本町における復興会議におきましては、住民、有識者、事業者、国、県などで協議を進めるとともに、個別の専門的な分野の課題につきましては、会議に専門家をアドバイザーとして招くなど、中身の濃い協議を重ね、復興計画の見直しを図ることとしております。

次に、(2)「見直し作業の進捗状況は」についてのご質問でございますが、復興計画につきましては、「安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興」、「雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまちへの復興」、「結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興」を基本理念とし、また「マイナスからプラスへの復興を目指す」、「災害に強いまちを目指す」、「健康の増進と医療の充実を目指す」などの7つの施策の基本方向に基づき策定したものであり、町においては、当該計画により本町の再生・復興に係る諸施策を進めているところであります。復興計画の見直しにつきましては、復興を目指したきめ細かな施策が展開できるよう、先に述べた見直しの視点である被災者の生活再建を早期に図ることを第一に、被災者を取り巻く状況の変化に応じ、適宜進めてまいりたいと考えております。

次に(3)「復興会議での論点は何か」についてのご質問でございますが、復興会議におきましては、復興の状況や課題等に関する情報共有を図るとともに、被災者

の現状を踏まえ、復興施策に関する協議を行い、その取り組みを推進することとしております。復興会議での論点につきましては、一日も早い被災者の生活再建を基本に、具体的には、主に「マイナスからプラスへの復興」、「災害に強いまち」、「健康の増進と医療の充実」、「再生可能エネルギーの活用」、「魅力ある産業の再生・復興」、「将来を担うたくましい子どもたちの育成」、「さらなる協働のまちづくり」の7つの施策の基本方向を論点とし協議しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の「業務管理の改善ははかられたか」の「事務事業の執行にあたって近年多くの誤りが繰り返されており、「家屋の解体事業」、「災害弔慰金の支給事務」等重要かつ緊急な事業が議会の指摘があつて初めて気が付き、半年遅れ、2年遅れでようやく取り組まれる等、業務管理体制の不備が危機的な状況にあると思うが、その後どのように改善が図られたのか」との質問でございますが、職員の適正な業務執行の推進については、公務員が全体の奉仕者であることを踏まえ、繰り返し、その徹底を図ってきたところであります。しかしながら、震災に関連した「家屋の解体事業」や「災害弔慰金の支給事務」に係る不適切な事務処理をはじめ、行政連絡員に係る報償金の支給誤りなど、信頼を損なう事案が相次いで発生し、町民の皆様を始め、議会、関係各位に大変ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からお詫び申し上げます。町では、このような事態を踏まえ、不適切な事務処理の再発防止策を検討し、事務事業の適正執行の徹底を図るため、5月7日付で副町長を本部長とする「川俣町事務事業適正執行推進本部」を設置いたしました。この推進本部は、副町長のほか教育長や各課長等をもって組織し、本部長は副町長、副本部長は総務課長及び企画財政課長の2名であります。また、推進本部では業務のチェック体制の確保や進捗状況の適切な管理、組織内におけるコミュニケーションの活性化やチームワークの向上など、事務事業の適正執行に向けた具体的な取り組みをまとめることとしております。各職員においては、法令等に基づいた事務処理が行われているか、町民の目線に立った事務処理が行われているか、について改めて確認するとともに、町民の皆様から真の信頼を得るため、今回の事案を一人ひとりが自分のこととして真剣にとらえ、襟を正し、真摯な態度で職務に専念することが不可欠であります。特に管理監督者においては、業務の進捗管理やチェック体制の強化、職員への積極的な声かけ等による意思疎通の推進などに取り組む必要があると考えております。このことから、服務規律の厳正保持や法令順守、危機管理意識の高揚を強く推進するため、これまで当町において実施した取り組みについてご報告申し上げます。

1点目といたしましては、職員が一丸となって再発防止と信頼回復に向け取り組んでいくため、一連の事案についてどう考えるか、信頼回復にはどう取り組んでいくかなど、全職員を対象にした意識調査を実施いたしました。

2点目としては、外部講師として株式会社田中危機管理広報事務所 代表取締役社長の田中正博氏をお招きし、7月29日、午前10時から及び午後1時30分からの2回にわたってコンプライアンス推進研修を開催し、法令順守、危機管理、公務員としての心構えなどについて研修を行い、職員100名が研修を受講したところでございます。

3点目としては、各課においてチェック機能確保等に向けた取り組みを検討し、チェックリストや業務実施計画の作成による事務の適正執行や進捗状況の管理、定期的な業務打ち合わせによる情報共有やコミュニケーションの活性化等の取り組みを行うこととしたところであります。

4点目は、ヒヤリ・ハット事例集の作成であり、職員自らが業務の中で起こりうる“危機”を再認識し、危機意識を持って業務にあたるため、「ヒヤリとした」、「ハットした」など、あわや大きな事故・トラブルになりかねない31の事例を取りまとめ、職員間で共有したところであります。

5点目としては、コンプライアンス推進研修において講師から示された「いつも誰かが見ている、見られているという意識を持って仕事をしよう」など、危機管理の「7つの行動指針」について、職員一人ひとりに強く意識づけするため、パソコン起動時において自動的に画面へ掲示することといたしました。一度失った信頼を回復するためには、継続した取り組みを地道に行っていくしかありません。今、正に職員一丸となって信頼の回復に向け努力していくことが求められております。今後とも川俣町事務事業適正執行推進本部や庁議を通じ、職務執行状況の管理、確認の徹底、職員の資質向上のため職員研修の充実等を図りながら、私が先頭に立ち、職員一丸となって綱紀粛正、職務執行に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○2番（高橋道弘君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目ではありますが、山木屋地区の復興事業でございますけれども、3月議会におきまして町長に一般質問で私が山木屋地区の復興計画と政府が策定する避難解除等区域復興再生計画の整合性について質問しているわけですが、町長が今般提案している59事業については、避難解除等区域復興再生計画、これは政府が作るものでありますけれども、これが、まず策定、山木屋地区について策定されたのかというのが1点目と、その中に、この59事業全部網羅されたのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

山木屋の復興事業につきまして59事業の中には、国の復旧事業、そしてトータ

ルプラン、インフラ整備工程表等も含めた事業でございまして、これには山木屋での復旧に向けた事業内容について取り組んだ考えでありますし、それについては、議会の中でも何度となく議論を深めていただきまして、今般この59事業を推進することでの計画に計上して、今それに取り組んでいるところであります。

○議長（佐藤喜三郎君） もう一度、理解できるように。

○2番（高橋道弘君） だから、日本語でしゃべっているんだから聞いてくださいよ。

3月議会で私が聞いたのに対して、政府が作る避難解除等区域復興再生計画に町の山木屋地区の復興計画を反映していきたいと思っておりますって町長は答弁しているわけ、私に対して。だから、今般59事業、町長提案したけども、この59事業は国が作った、あるいは作ったかどうか分かりませんよ、私、報告受けていませんから。避難解除等区域復興再生計画には網羅されたんですかということと、国はその計画を作ったのですかということを私は確認しているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

国が作る復興に関しては、インフラ工程表に載っておりますが、トータルプランという中で国のほうで、その考えを示してきたところでございますが、そのものが今回のこの59事業の中にもこのトータルプランが入っております。それは、国のほうの計画との整合性といいますか、それをやって、この計画のほうに載せているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私は事務屋ではありませんから、議員として質問しているので、事務屋さんが、そこにそれだけ座っているから分かるんでしょう。

政府は作ることになっているわけでしょう、区域見直ししたらば再生計画を作りますってなっているわけですよ。だから、それに反映するようにしますって3月議会で町長答弁したのよ、私の一般質問に。だから、その計画は出来たんですかということと、そこに、この59事業は全部網羅されたんですかと私は聞いているんです。単純な話なんですから、明確にお答えください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。

（午後2時46分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時46分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

復興庁で作成しております避難解除等区域復興再生計画につきましては、平成25年3月19日に策定をしたものがございます。その中に川俣町の記述がございま

して、ただいま質問ございました５９事業の中では、トータルプランの中で一部計画に盛り込んだものがございますが、すべて５９事業の中に入っているわけではございません。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） ということなんですよ。ですから同僚議員もいろいろ質問していますけど、町長は、いや国が県が、国が県がっていう話が必ず出てくるわけですよ。だから、３月議会で町長が答弁したとおりのことが実行されていけば、そういう話は出てこないんですよ。全部５９事業認めてもらえば、国が、県がって今言ってることはないわけです。それで、残念ながら一部しか採択になってないということなんですよ。今後この５９事業を進めるうえで連動した事業ってありますよね。例えば農地除染と連動した圃場整備っていうのがありまして、補正予算では３，０００万今度暗渠排水一緒にやるんだと出ているんですけど、これは年内に事業を実施するんでしょうが、一方、当初予算で取った９，８００万の調査費ありますよね。これらについては、今の事業進捗はどうなっているんでしょう。９，８００万の調査費取ってますよね、圃場整備と農地除染を一緒にやるということについて。これの進捗はどうなっているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

当初取りました９，８００万円に関しましては、交付金という形でしたけれども、交付金の内容で調整交付金というのに変更になりまして、これは県の支出が伴います予算項目上、県の９月の補正予算を待って改めて交付されるということになっておりますので、県のほうの議会、私たちの方の今回の議会終了後、この事業の執行に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） そうしますと、当初予定していた農地除染と圃場整備は一体にやるんだという計画そのものに、当初の計画どおりできるというふうに解釈してよろしいんですか、遅れるというふうに解釈すべきなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

当初計画しておりました、その手法的なものでございますけれども、まずスケジュールといたしましては、土地改良ですので、土地改良の１つの計画を全部、今回の計画も全部そうですけれども、その区域を確定いたしまして、それでやります事業の計画をやります。それを法手続きを経まして議会のほうに承認を受けて、来年度以降の工事として実施する。工事はまた別個ですので、そういう形で計画は進めております。前に言いましたとおり、除染の場合に客土までやって完成か、客土手

前でという、その２種類に分けて議論をいたしましたけれども、現在の工法といたしましては客土が終わった後でも解釈方法としてできるということがございますので、そういった手法を使いまして、基本的には除染終了後に開削工法によりまして暗渠排水という当初の目的を果たすような形でやりたいと思います。土地改良事業に関しましては、３か月実際遅れておりますので、次年度、来年度の６月、あるいは９月までの補正までには、そういった法手続き関係を議会に提案したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） そうすると、当初、来年の３月議会に土地改良法に基づく議会の議決をいただくということでの当初予算の説明だったんだけど、来年の６月になっても一体的、あとで開削工法で一緒にできるんだというふうに解釈してよろしいというふうに考えていいんだというふうに私は取りましたので、時間がないから次の質問をします。

それで、その５９の事業の中で、町長、例えば区域の防災防犯対策ということで、廃屋家屋だとかビニールハウスの解体事業をやるんだというふうに載っているんですよね。これ、事業やるのはいいんだけど、廃棄物が出てくるわけですよ、必ず。解体するにしてもなんにしても。じゃあ、その廃棄物の処理は山木屋地区内で行うということなのか、ほかの処分場に移していくということなのか、そういう具体的なことは、もう決まっているんでしょうか。いくら計画あげたって、実際やろうかと思えば、廃棄物出たものをほかの処分場は、例えば今解体処理事業を今やってますけども、それだって各処分場が独自の基準を持っていて、何ベクレル以上はだめですよと、８，０００ベクレル以下は国は一般廃棄物でいいんだと言うけど、８，０００ベクレルなんていうのを持っていったら、絶対どこでも処分場は受け入れないわけですよ。そうすると山木屋２年放置をして放射性物質の高いところにぶん投げたおいたわけですから、ビニールハウスにしても廃屋家屋にしても、かなりの高濃度のものが出てくると思う。そういったものを解体したときに、持っていく先を確保しないでこの事業はできるのかどうなのか、そこまで考えた事業展開を進めているのかどうか、お聞きをしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今の廃棄物の関係でございますが、廃棄物については環境省の廃棄物班、除染班と廃棄物班がありまして、廃棄物班のほうで今担当してございます。その廃棄物につきましては、仮置き場というものを山木屋の中に設けて、そこに仮置きをすることによって今進めております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） だから町長、私、全課でその仕事を把握してないっていうの。

これ、事業の37番に載っているわけ。これは町の事業なんでしょう。山木屋地区の保全管理のために手入れができず放置されたうんぬんかんぬんで、ビニールハウス等の解体、道路の除草作業などを実施する。その前に廃屋家屋というのがあるんだけど、これは多分、私は、担当原子力災害対策課って書かれているから、国でやるのではなくて町がやるんだと思うんですよ。だから、今、原子力災害対策課長が言ったのは、除染で出てきたものはそれでやりますよ、環境省は。だけど、町の事業としてやった場合の廃棄物が出た場合に、どういうふうな対策を取ろうとして考えて、この事業を挙げてこれからやるんですかということを聞いているわけですよ。だって、これ調査をですよ、今年度中にやって、もう来年の頭には事業をやられて書かれているんですよ、この工程表でいえば。だから、準備できているんですかって私はお聞きしているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

37番の部分でありますけれども、これにつきましては、今、前に私が答弁させていただきましてものが環境省の国のほうで実施をするもの、今、議員お質しの部分については町のほうで、この廃棄物、危険物というようなことでの対応を今後調査をかけて、どの程度のボリュームが出るのかということもありますけれども、町のほうで環境省が実施しないものについては、町のほうで行うということの事業になります。そういう意味で今後予想されるのは、町としても、その廃棄物の保管場所というものが今後必要になるということで、仮置き場になろうと思いますけれども、そういう対策を今後取るということで、まず前段は調査にまず入らせていただく事業を取り組んでいくということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、これは下の除染と同じで、町長、今年調査しますって言ったって、来年やるって書かれているんだから。

だから、来年やるときに、今でさえさっき言った2行政区は仮置き場、国でやるものさえ決まってないわけでしょう。まさか各行政区ごとに仮置き場造るかなんていうわけには、これいかないわけだと私は思うんですよ。多分、山木屋で1つとか2つとかっていう単位で造るしかないと思うんですよ。その際に、環境省の除染でもめているのに、今度は、そういったものの仮置き場がほしいんだと、だから飯舘村は村独自で5トンかな、5トンの焼却炉というか減容化施設を造って、その中で帰還をする人たちが家の中を掃除した、畳が腐っていた、布団が腐っていた、周りの壊れた家屋壊して処分をしなきゃならない、そういうものは全部村が造った焼却炉、いわゆる減容化施設の中で処分をしていくんだという方針を打ち出して、着々とやっているわけじゃないですか。今進めているわけじゃないですか。だから、そういう手だてを町は進めているんですかということを私はお聞きしているんです。

よ。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今般、町のほうでこれから調査に入るということで実施をさせていただいて、今言われましてボリューム、仮置き場等の問題もありますけれども、まず調査に入るということで、今年度は調査で実態の数値を把握するということの業務を今後進めるということで考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうやっているのと、結局は59の事業も絵に描いた餅で、結局はできないということになると思うんですよ。さっき同僚議員が聞いた水の話もそうでしょう。今般、補正で出しているのは、あくまでも検査なんです。ボーリングの話はまた別な話なんです、井戸水の安全だとか飲料水の確保の話はまた別な事業なんです、3億6,000万という。けども、多分町長の頭の中では、その5,700万やったら井戸水が確保できるんじゃないかと思っているんじゃないかと私は思うんですよ。けど、それはもっと先の話じゃないですか、3億6,000万は。だからこの59事業、本当にだれが把握して、それぞれ連動している事業なんだか、どういう組み立てで、どの事業を先に持っていけないとうまくいかないと、そのためにはこの事業を先にやっておかなきゃいけないとかっていう、前から言ってるけど、作戦本部がどこにもないんだよね。原子力災害対策課長だけ出てきて、総合政策担当しているところは1回も答弁しないわけだから。で、違うことを聞くんですけど、もっと聞きたいことはあるんだけど、この中をよく読んでくださいよ、各課長みんな。自分関係しているところだけでなく、どうやったらうまくいくかっていうことを。でないと、山木屋の人たちが絵に描いた餅になるんですから。

それで、全く違うことを聞きますが、前から全協で言ってるんだけど、住民登録の問題ね。これ長期化すればするほど、山木屋の方々、避難している方、例えば仮設に行けば一人暮らし、2人暮らしの方、高齢者いっぱいいますよ。あの方々が、例えば体の都合が悪くなってきた。そうしたら、誰かが介護しなくちゃいけない、面倒みなくちゃいけないとなったときに、東京だ、埼玉だ、福島だって住んでいる子どもさん方は、一緒に仮設に住めないじゃないですか。そうなったときの対策ね。一緒に同居して面倒を見ましようと言ったときに、前も言ったけど、住民登録は山木屋はさせないんだなんて、今度するようになったのかもしれないけど、前も全協に出たから、どういう住民登録の指針を定めてやるんですかと、今後、こう聞いているんだけど、これ住民登録っていうのは国の話は関係ないわけだから。全くの地方自治の事務ですから、町長の仕事なんです。町長が全責任をもった仕事なんです。住民登録どこにさせるかっていうのは。そうすると、生活の居だとかこう書かっただけ、生活の居は仮設なんだけれど、ほんとは。仮設には住民登録しちゃ

いけないことになってるんでしょう。そうすると、理屈が合わない。おれ、戻って親の面倒を見たいんだけど、親は仮設にいる。じゃあ山木屋の住所に登録するかと言ったら、そこはだめだって役場に言われたらば、扶養の問題からいろいろ問題がいっぱい出てくるでしょう、住民票が一緒でないということは。そこら辺は今後どういうふうに整理なさるのか、住民登録は希望する、山木屋の親御さんの住所に住民登録したいと言ったら認めるのかどうなのか、そこら辺はつきりしてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 質問にご答弁いたします。

山木屋地区への住民登録ということでございますが、8月8日に避難区域見直しということで再編されました。それで、今までは計画的避難区域というふうなことで、生活の本拠というふうな対象にはならないというふうなことをもっておりましたが、今般、自由に出入りができるというふうなことになりましたので、山木屋地区にもともと住んでいた方、あるいは住居等ある方につきまして、その方、山木屋に住む意思があるというふうなことを確認できれば、山木屋のほうへの住民登録はするというふうなことで確認しております。以上、答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長、それだけでは私は不十分だと思うんですよ。例えば山木屋の方と結婚したんだけど、連れ添えは亡くしたと。だけど、義理の父であれ義理の母であれ、面倒みなくちゃいけないと。介護はしなくちゃいけないだろうと思った場合に、今の答弁だと、もともと山木屋でないからだめだということになるじゃないですか、そういうことを言ったらば。だから、制度運用するんだから、ちゃんと考えて答弁してもらいたい。山木屋に住みたいと言ったら、もう8月8日からは誰でもいいんですよと、住民登録したいと言うのならいいんですよということには、なんでならないんですか。何か法律の縛りあるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤修一君） 失礼いたしました。山木屋地区への住居の移転というふうなことでございますが、山木屋地区へ住む場所等がある方、ほかの地区でもそうなんです、家屋等あって住むというふうなことができる状態の方であれば住民登録はできるというふうなことで、そういったことで考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 法律の範囲内で課長答弁しているから、そういうふうになるんでしょうけど、平易な言葉で言えば、だれでも大丈夫ですよということでもいいんだよね。はい。

じゃあ、そういう解釈で次の質問をしたいと思うんですが、山木屋地区は東日本大震災の解体事業、これやってないと私は思うんですけど、やっていたとするとま

たおかしな話なんですけど、私から言わせれば。いつから山木屋地区では、その地震で壊れて、全壊だ、半壊だというふうになったところは、この事業ができるようになるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 山木屋地区における半壊、全壊等の解体でございしますが、これにつきましては、昨年の12月までに山木屋地区の方々にご案内申し上げ、環境省のほうで確認を取りまして、半壊、全壊の町のほうの認定があれば取り壊すという業務で推進をするということでございます。今、山木屋のほうで解体の希望をされる方等については、13件ということで聞いておりますので、13棟が今後解体が行われるものと思っております。それについては、環境省のほうで実施をするということになってございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） なんで環境省がやるのか、よく私は分からないけれども、環境省、いつから廃棄物対策事業をやるようになったのか分かりませんが、山木屋地区の方の要望がとりあえず満たされるということであればいいでしょう。

次の質問をさせていただきます。大きな2番なんですけど、見直しの指針は町長の長い答弁で、なんたらかんたらと書かれていたんですけど、避難生活を送られている方々を取り巻く状況の変化と新たな課題の対応と原発事故の収束状況等を踏まえることが重要だと書かれているんですね。原発事故は収束しないから、これは考えることはないと思うんですね、おれ。避難生活を送られている方々を取り巻く状況を踏まえて、川俣町の復興計画の見直しを議論するんですか。私は論点は違うと思うのね。復興計画のスローガンは、マイナスからプラスへといってるんでしょう、町長。そうすると、同僚議員の多くも今回の一般質問で言ってるけども、川俣町が今までよりも良くなるのが復興なんだからね、町長。今までより下では復興と言わないんだ。だとすれば、そのポイントは何かというのと、全議員同じことを言っているわけじゃないですか。人を増やしなさい、定住人口を増やしなさいって、この1点に尽きるわけですよ、先ほど私の前に質問した先輩議員もそうだし、みんな同じく言っているわけでしょう。その論点はないんですか。その定住人口、川俣町の人口を増やしていくんだと、川俣町の活力を得るためには人を増やして子どもを増やしていくんだと、この論点はないんですか、見直しにあたっての指針は。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいまご指摘をいただきました見直しの指針についてでございますけれども、プラスへ向けた復興が最大の目標でございますので、ご指摘をいただきました定住人口の増加につきましても、取り巻く状況の対応ということで論点の中で考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 復興計画作ったときから、ずうっと私主張しているんですけど、だから並列思考なのね。みんな同じなんだよ、重要課題が。そうじゃないでしょう。最終的に町が発展しているかしてないかなんていうのは、人が増えているか、若者が増えているか、そして、その結果、町の経済力が増したかどうかだけじゃないですか。非常に単純ですよ。どこの自治体だって目指しているのは、1人当たりの町民所得の向上。町民所得が伸びていけば雇用があるってということだし、そこに豊かな生活が送れるっていう条件が担保されるわけだから、当然住む人が増えてくる。住む人増えれば子どもが増えるって、これ単純な話、みんな連動した話ですよ。その目線が全くなって、みんな並列に連ねてるから、ろくな復興事業ができないんだと私は思うんですよ。それで、この復興事業、時間がないから端的にお答え願いたいんだけど、復興事業いくつか聞きたいんだけど。この前の除染計画も、これ復興計画に書かれているからね。除染計画は再除染は全部やるんだと。24年度なったら全部やるんだという答弁を全協でいただいているんですが、それに間違いないですね、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁を申し上げます。

再除染の件でありますけれども、24年、25年度の事業について終わったものとモニタリングをいたしまして、そして、その効果を検証し、再除染については取り組んでいくというようなことでの方針で今後も進める考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それでは、答弁したとおりに再除染を進めていただきたいと思います。

それから、この復興計画の18ページ、これは7月5日に出した7月8日改訂という一番新しいやつだけど、ここの18ページに、これ2つ総務課だから総務課長の所管だから聞きたいんだけど、東日本大震災にかかわる記録誌の発行25年、町政要覧の発行、執行に取り組む町のあらましをまとめた町勢要覧を作成します、25年と、こう書かれているわけだよ。ここに教育委員会が大変立派にまとめた、こんな分厚い教育委員会として震災以降何に取り組んできたかというのを教育委員会ではこれ立派にまとめているわけ。私も一部もらった。もう5巻目になっている。やればできるんですよ、教育委員会さんみたいに、そのとおりきっちりやってる。町のほうは、この復興計画に、教育委員会のには別に書かれてないよ、復興計画には。書かれてないけれども、教育委員会は行政委員会だから自分たちは自分たちとしてきちっとまとめるということで、きちっと行政責任を果たしているわけですよ、私から言わせれば。じゃあ、この9番と10番は間違いなく今年度中に町民の前に示されるんですね。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

記録誌の発行でございますが、今現在進めておりますので、25年度中、早い時期に示したいと思います。町勢要覧につきましても、平成17年に作ってから作っていませんので、今それも進めておりますので、25年度中には間違いなく発行する予定でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 同僚議員も言っていますが、前の答弁とは違うからね、もう半年遅れているんだから。9月議会に出すって、この前、私も聞きました。でも、出さないから私聞いているわけ。だから、3月議会までには必ず出すということで、次の質問をさせていただきますよ。

18ページが一番下に、川俣町地域防災計画の見直して書かれている。20年度からやってますと。予算も取ってやってる。これと関連するのが、いいかい、19ページの7番、自主防災組織の確立、8番、統合地区防災訓練の充実、これ25年度でやるって書かれてる。地区防災訓練の充実って何をやるかといったら、町の防災訓練、地区ごとの防災訓練を積極的に開催しますと書かれてる。それから、もっとこれと関連することがあるんだよね、総務課長。23ページの2番、地域支え合い体制づくりの推進、災害時における要援護者の災害支援体制づくりを含めた地域福祉計画を策定しますと書いてある。これ、問題になった災害弱者の支援計画ですよ。それから、24ページの7番、新たな情報提供チャンネルの構築ということで、防災やイベントなどの各種情報提供を行うチャンネルを手段として電波などを活用してやりますと、こう書かれている。これの防災計画を見直しますっていう同僚議員の質問にも言ってるんだけど、今年度中に作るんでしょう、これ。今年度を作るんでしょうけど、25年度にこの関連する4つの事業は、どのような進捗状況なんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

防災計画につきましては、今進めておりますので、今年度中には間違いなく防災計画につきましては策定してまいりたいと思います。防災訓練につきましては、25年となっておりますので、まだ計画はしてございませんが、これから計画をしていきたいと考えてございます。

自主防災、これにつきましても25年ということになっておりますので、今後検討してまいりたいと思います。やっていきたいと思います。

23ページの2番であります。地域福祉計画については、来年度に作ることにとなっておりますので、今現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

24 ページ 7 番についても、チャンネルの構築ということで 25 年から 27 年と
いうことになっておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 要は今の総務課長の答弁を聞いてると、今言われたから初めて
気がついたからいろいろ考えた、こういうふうな答弁、誰が見ても客観的に見れ
ば。だから自ら、みんな、いいかい、町長。オール川俣でやってるんだと言いな
がら、自分の所管事項でさえこの様なんですよ。何を出しているのかも忘れてい
る、いつやるかも忘れてる、だから予算要求もしてないんですよ、全然。予算要求し
たものは予算は執行しない。ましてや予算要求してなんかするわけない。だから、こ
れからやりますと言ったけれども、これ 12 月議会に予算要求して何するんだか知
らないけど、私は全く絵に描いた餅になるんじゃないかと思うんですよ。そういう
ことを抜けていて、防災計画を見直してまずっていうこと自体が私は理解に苦しむ
んです。本当にこの前の震災を反省をして、同僚議員もさっき言ったけど、防災計
画は生きたんですかって。生きたんですかって言ったものに対して、不備があつた
って言ってるわけじゃないですか、明確にさっきの答弁では。どこに不備があつた
かってことを考えたから、こういうことが出てくるんでしょう。だったら、その
ところ防災計画に入れなかったら、国が、県が示した指針ばかり何やったってだ
めじゃないですかと私は思うんですよ。それで、防災計画作るときに前も言ったけ
ど、避難計画が一番でしょう。全然答弁に出てこない、避難計画なんか。この前、
産業委員会で黒沢委員長以下 5 人して六ヶ所村視察に行きました、研修に。産業建
設常任委員会で。そこで、六ヶ所村は当然隣に原発もある。当然核燃料サイクル工
場もある。だから、原発の事故については非常に敏感ですよ。避難計画作っ
たんですかって私が質問したらば、作っておりますと。前も私が言ったとおり、六ヶ所
村はちゃんとやってましたよ。弘前市に逃げるんだと。弘前市と協定をしましたと。
役場はどこに行くかまで施設まで決まっていますと。前、私言ったことあるじゃ
ないですか。会津に逃げるだけでは分からないんだよと。会津坂下町の公民館に行く
のか、集会所に行くのか、電話番号くらいは全町民に、いざというときはちゃんと
分かるように電話ぐらい確保しておいたほうがいいんでないかという話をしたこと
ありますが、今度できる防災計画の中には、避難計画とか避難先だとか、そうい
うあっちこっちに町長行って、木祖村行ったり日進市に行ったりして協定はしてい
るようだけど、肝心要のそういうことが決まっていなくて、単に絵に描いた餅ですよ、
防災協定なんか。だって、お互いが持っている自治体の能力ってあるわけだから。
今我々がほしいのは何かって言ったら、原発事故の際、応援に来てくれるなんてい
うのはあり得ないですよ。逃げることにしかないんだから、原発の事故の場合は。じ
ゃあ、逃げる先はどこなのか。逃げたときにどこに役場機能を置くのかっていうこ
とを町民の前に明らかにするのが、私は一番の防災計画のポイントだと思うんです

けど、そういう考えはお持ちですか、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今、議員おっしゃるとおり、いろんな反省を踏まえながら防災計画に取り入れていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思います。避難先についても取り入れていく考えでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 質問していると空しくなってくるんだけど、全部。結局、言われるまでは考えてないということが明らかなんだ、これも。

それで、最後の大きな3点目にそういうのが全部つながるんだ。さっき、ほら、なんだ、5つのヒヤリハットを31例出したとか、いろいろ言ってますよね。いや長い答弁になるから読むのも大変なんだよね。1番から対策は5番まであったのかな。でも、いくらこんなことやったって私はだめだと思うんですよ、町長。だって、なんでかって言ったら、大体さっきからずうっと昨日から答弁聞いているけど、それぞれの所管業務なんかでんではばらばら、でたらめじゃないですか、答弁していて。地域の公共交通政策については、企画財政課の所管だと思うんですよ、私。なんで保健福祉課長出てきてしゃべったりするのか。復興計画についてだって、企画財政課しかないはずですよ。だから要は、こういうことを作ったって日常業務の中で、そのことが守られているかっていうことを点検する能力があるかないかですよ。そこは町長、どういうふうに反省しているんですか。それが無いから、なんでもかんでも、ずらずらずらって抜けるんじゃないですか。誰かやんだべ、いや、それは原子力災害対策課だべ、だから、いや、それは建設課だべなんていう話になってるわけでしょう、今。だから、所管事務ってあるわけでしょう、全部。所管事務外して答弁したり、所管事務を超えて、ほかの課長の答弁できたりするんですか、川俣町は。そこら辺が守られなくて、なんで5つのコンプライアンス研修しましたとかヒヤリハット31例作りしました、画面に出るようにしましたなんて、全く無意味じゃないですか、形だけの問題であって。根本は、自分は何のために働いているのかっていう、自分の所掌事務は何なのか、それを超えたときには上司に相談するんでしょう。その上司って誰かと言ったら、そのために参事職いるわけでしょう、総務課長、企画財政課長って。だって、総合調整する人がいなかったらば、コンプライアンスもヒヤリハットもないんだよ。みんな戦国大名みたいに、おれも課長だ、おれも課長だって横並びしていたって、調整する人だれもいないじゃないですか。日頃の総合調整機能っていうのは、どういうふうに働いているんですか、今、川俣町は。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

2番 高橋道弘議員の質問でございますけれども、ただいまの質問も先ほどから

質問を受けていることも共通のことだと思っております。お質しのように、それぞれの担当する課が責任を持って答弁をしていくということについては、ご指摘のとおりでありますので、それらについては、この答弁の内容等も含めて、また質問者の質問の内容等も含めて、やっぱり議会前に早めに出ているわけでありますから、それをしっかり確認して答弁書を作るということを徹底を図ることによって、ただいまのようなことについては直していきたい。そのためにも、その担当課の責任を明確にしてやっていくということが大事だと思います。また、復興計画についても話がございしますが、内容を各課で共有していないんじゃないかというような話でございます。これは作ってしまえば、それで終わりではないということでの質問だと思います。見直し等についても、当然それぞれの課が抱える課題がありますから、それらを復興会議の前に確認をして復興会議に出す。そして、また議会に報告すると、そのようなシステムをしっかりと作っていくことによって、今、議員お質しのことについては改善を図っていききたいと、そのように考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間 5 分です。

○2 番（高橋道弘君） 町長、そのシステムの問題でもないとは思いうんですよ、見てて。議員になって 5 年間、眺めさせてもらってますけど。システムの問題でなくて、例えばこうやって今日で 3 日目かな、9 月議会始まって。そうすると、町長自身が本当に現場をもって目の前に常に、例えば原子力災害対策課みたいに、今日も仮置き場の交渉に行かなければならない、今日はあの人に苦情を言われたから説得しに行かなければならない、毎日毎日それこそヒヤリハットやってるようなものでしょう、原子力災害対策課なんて。そういうところの職員の苦労っていうのが、私、町長は分かってないんだと思うの、全然。結果だけ聞いて、そうか、だめだったのか、ああ、ほんでよかったのか、これだけになってる。そのパターンが課長と課長補佐の関係になり、課長補佐と係長の関係になり、係長と係員の関係になってる。だから、本当に末端で、最前線で苦労している職員の人々の気持ちっていうのが、町長の施政方針に私現れてないと思うんだよ。今日、読売新聞に良いこと書かれてましたよ、東京オリンピックの話で。編集手帳のところにあったので、私コピー取ってきた、朝読んで。「思うて通えば五尺の雪もえらい霜じゃと言って通う」、胸の奥が燃えているときは、人生の悪路も苦にならないものだ。だから、町長が燃えて本当に復興をやるんだぞと、復旧をやるんだぞと、こういうふうに言って町長が先頭に立って、その思いを全身から発すれば、職員だって分かりますよ、町民だって分かりますよ。みんな同僚議員同じことを言ってるんだと思うんですよ、私は。今こそ危機的なときはないし、逆に今こそチャンスのときはない。その先頭に町長が立つ立場にあるんだから、職責上。もっと気持ちと根性を固めて、ちゃんと町の復興の

ために、これからの川俣町の未来のためにがんばれと、こういうふうみんな言ってるんでしょう、町民も議会も。そのことがないから、課長にも伝わらない、係長にも伝わらない、職員にも伝わらないっていうのが今の川俣町の状況じゃないかと私は憂えているわけです。だからシステムの問題でなくて心の問題ですよ、今の川俣町の役場にとって大切なことは。本当に苦勞している職員の気持ちに立って、是非町政の先頭に立っていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で、2番議員 高橋道弘君の一般質問は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日11日水曜日は、午後1時から本会議を開き、平成25年度各会計補正予算の質疑、討論、採決を行います。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。（午後3時25分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 道也

同 署名議員 菅 野 清 一